

改正後	現 行
<p>(対策の内容)</p> <p>第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、地方公共団体及び民間団体等（以下「補助事業者等」という。）が行う別表1に掲げる事業（以下「補助事業等」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金等交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費等」という。）について、予算の範囲内で補助金等を交付する。</p> <p>2 本対策は、次に掲げる対策により構成されるものとする。</p> <p>(1) <u>林業・木材産業循環成長対策</u></p> <p>① <u>林業・木材産業生産基盤強化対策</u></p> <p>② <u>再造林低コスト化促進対策</u> (削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p><u>(2) 木材の安定供給・利用拡大対策</u></p> <p>① <u>建築用木材供給・利用強化対策</u></p> <p>ア <u>森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業</u></p> <p>イ <u>CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業</u> (削る。)</p> <p>② <u>木材需要の創出・輸出力強化対策</u></p> <p>ア <u>非住宅建築物等木材利用促進事業</u></p> <p>イ <u>「地域内エコシステム」展開支援事業</u></p> <p>ウ <u>木材製品輸出拡大実行戦略推進事業</u></p> <p>エ <u>「クリーンウッド」実施支援事業</u></p> <p>オ <u>国産特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業</u></p> <p><u>(3) 「新しい林業」に向けた林業経営育成対策</u></p> <p><u>経営モデル実証事業</u> (削る。)</p>	<p>(対策の内容)</p> <p>第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、地方公共団体及び民間団体等（以下「補助事業者等」という。）が行う別表1に掲げる事業（以下「補助事業等」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金等交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費等」という。）について、予算の範囲内で補助金等を交付する。</p> <p>2 本対策は、次に掲げる対策により構成されるものとする。</p> <p>(1) <u>林業・木材産業成長産業化促進対策</u></p> <p>① <u>持続的林業確立対策</u></p> <p>② <u>木材産業等競争力強化対策</u></p> <p>③ <u>林業成長産業化地域創出モデル事業</u></p> <p><u>(2) 林業イノベーション推進総合対策</u></p> <p>① <u>森林資源デジタル管理推進対策</u></p> <p>② <u>スマート林業実践対策</u></p> <p>③ <u>先進的造林技術推進事業</u></p> <p>④ <u>林業への異分野の技術等の導入促進事業</u></p> <p>⑤ <u>早生樹等優良種苗生産推進対策</u></p> <p>⑥ <u>戦略的技術開発・実証事業</u></p> <p><u>(3) 木材の安定供給・利用拡大対策</u></p> <p>① <u>建築用木材供給・利用強化対策</u></p> <p>ア <u>都市の木材利用促進総合対策事業</u></p> <p>イ <u>CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業</u></p> <p>ウ <u>建築用木材供給強化促進事業</u></p> <p>② <u>木材需要の創出・輸出力強化対策</u></p> <p>ア <u>非住宅建築物等木材利用促進事業</u></p> <p>イ <u>「地域内エコシステム」推進事業</u></p> <p>ウ <u>木材製品輸出拡大実行戦略推進事業</u></p> <p>エ <u>「クリーンウッド」普及促進事業</u></p> <p>オ <u>広葉樹を活用した成長産業化支援対策</u></p> <p><u>(4) 「新しい林業」に向けた林業経営育成対策</u></p> <p>① <u>経営モデル実証事業</u></p> <p>② <u>「新しい林業」経営支援事業</u></p> <p>ア <u>森林プランナー育成対策</u></p> <p>イ <u>ICT技術活用促進事業</u></p> <p>ウ <u>林業労働安全強化対策</u></p>

(4) カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策

- ① 国民参加の植樹等の推進
 - ア 国民参加による植樹等の推進対策
 - イ 全国規模の緑化運動の促進
(削る。)
- ② 「木づかい運動」の促進
(削る。)
(削る。)
(削る。)

(5) 林業・木材産業金融対策

- ① (略)
- ② (略)
 - ア (略)
 - イ 保証活用支援事業
(削る。)
(削る。)
(削る。)
(削る。)
 - ウ・エ (略)

3 補助対象経費等の区分、事業実施主体及び補助率等は、別表1に定めるところによる。

- (削る。)
- (削る。)
- (削る。)
- (削る。)
- (削る。)
- (削る。)
- (削る。)

4 第3第2項(1)の事業(再造林低コスト化促進対策のうち優良種苗生産推進対策を除く。)については、林野庁長官が別に定めるところにより、災害等緊急に対応するための事業を実施することができるものとし、事業に要する交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、林野庁長官が別に定めるところによる。

(流用の禁止)

第4 別表1の区分の欄に掲げるIからVまでの事業に係る経費の相互間における流用をしてはならない。また、Iの1から3までの事業に係る経費の相互間における流用をしてはならない。

(5) カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策

- ① 国民参加の植樹等の推進
 - ア 国民参加による植樹等の推進対策
 - イ 全国規模の緑化運動の促進
 - ウ 「森林サービス産業」創出・推進に向けた活動支援事業
- ② 「木づかい運動」の促進
 - ア 優れた地域材製品等の顕彰事業
 - イ 木材利用による脱炭素社会の実現に向けた国民運動の展開
 - ウ 林福連携で行う優れた地域材製品開発等

(6) 林業・木材産業金融対策

- ① (略)
- ② (略)
 - ア (略)
 - イ 保証活用支援事業
 - (ア) 災害復旧支援タイプ
 - (イ) 木材安定供給支援タイプ
 - (ウ) 事業承継・創業等支援タイプ
 - (エ) 事業再建支援タイプ
 - ウ・エ (略)

3 前項に掲げる対策の実施につき必要な事項は次に定めるところとする。また、補助対象経費等の区分、事業実施主体及び補助率等は、別表1に定めるところによる。

- (1) 林業・木材産業成長産業化促進対策：別記1
- (2) 林業イノベーション推進総合対策：別記2
- (3) 木材の安定供給・利用拡大対策：別記3
- (4) 「新しい林業」に向けた林業経営育成対策：別記4
- (5) カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策：別記5
- (6) 林業・木材産業金融対策(林業施設整備等利子助成事業)：別記6
- (7) 林業・木材産業金融対策(林業信用保証事業)：林業信用保証事業交付金実施要綱(平成15年10月6日付け15林政企第55号農林水産事務次官依命通知)

4 前項に定めるもののほか、別記1の第1の災害等緊急に対応するための事業に要する交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、林野庁長官が別に定めるところによる。

(流用の禁止)

第4 別表1の区分の欄に掲げるIからVIまでの事業に係る経費の相互間における流用をしてはならない。また、Iの1及び2の事業に係る経費の相互間における流用をしてはならない。

(実績報告)

第16 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者等は補助事業等が完了したとき（第11第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金等の全額が前金払又は概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日までに、実績報告書を大臣等に提出しなければならない。

2・3 (略)

(間接補助金等交付の際付すべき条件)

第28

1・2 (略)

(削る。)

3～7 (略)

(指導等)

第30 大臣等は、本事業の適正な執行を確保するため、補助事業者等に対し、必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第31 (略)

(削る。)

(実績報告)

第16 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者等は補助事業等が完了したとき（第11第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金等の全額が前金払又は概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日、別表1の区分の欄に掲げるIVの2の(1)の事業にあつては、交付規則第6条第1項ただし書の規定を適用し、翌年度の6月30日）までに、実績報告書を大臣等に提出しなければならない。

2・3 (略)

(間接補助金等交付の際付すべき条件)

第28

1・2 (略)

3 補助事業者等が民間団体である場合であつて、地方公共団体である間接補助事業者等に補助金を交付するときは、間接補助事業者等に対し、第1項に定めるもののほか、当該間接補助事業等に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第10号による補助金等調査を作成しておくべきことを条件として付さなければならない。

4～8 (略)

(新設)

第30 (略)

(別記1)

林業・木材産業成長産業化促進対策

第1 事業の内容

本対策は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業の内容については別表1のとおりとする。

また、林野庁長官が別に定めるところにより、地域提案事業（林野庁長官が別に定める目標に掲げた事業と一体となって当該目標の達成に真に必要な事業）及び災害等緊急に対応するための事業を実施することができるものとする。

1 持続的林業確立対策

間伐材生産、資源を高度利用するための施業、路網整備、高性能林業機械の導入等への支援

2 木材産業等競争力強化対策

1と連携した木材加工流通施設、木質バイオマス利用促進施設等の整備への支援

3 林業成長産業化地域創出モデル事業

地域の森林資源を循環利用することで、地元へ利益が還元され、その活性化に結び付くモデル的な取組に対する支援

第2 事業構想、地域構想及び事業計画の作成等

1 事業構想、地域構想及び事業計画の作成

都道府県知事は、第1の1及び2の事業の達成状況を明らかにするため、目標を定量化する指標（以下「指標」という。）を定めた上で、林野庁長官が別に定めるところにより、成長産業化事業構想（以下「事業構想」という。）及び事業計画を作成し、林野庁長官（沖縄県知事にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。以下「林野庁長官等」という。）に、その承認を申請するものとする。

また、第1の3の事業については、都道府県知事及び市町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、林野庁長官が別に定めるところにより、林業成長産業化地域構想（以下「地域構想」という。）を作成の上、林野庁長官に提出するものとし、林野庁長官により林業成長産業化地域として選定を受けた場合には、都道府県知事は、事業の達成状況を明らかにするため、指標を定めた上で、事業計画を作成し、林野庁長官等に、その承認を申請するものとする。

都道府県知事は、事業構想及び事業計画の作成に当たっては、関係する市町村長の意見を聴くこととする。

2 事業構想、地域構想及び事業計画の承認

林野庁長官等は、1により申請された事業構想、地域構想及び事業計画（以下「事業構想等」という。）について、指標が適切に設定されているか、指標の達成に資する事業内容となっているか等を審査し、適切であると認める場合には、これを承認するものとする。

また、地域提案事業については、その内容等が事業構想等で定めた目標の達成に真に必要な事業であるか審査し、適切であると認める場合には、これを承認するものとする。

3 事業構想等の承認の通知

林野庁長官等は、事業構想等を承認したときは、その旨を都道府県知事等に通知するものとする。

また、内閣府沖縄総合事務局長は、承認した事業構想等の写しを速やかに林野庁長官に送付するものとする。

4 事業構想等の変更

(1) 都道府県知事等は、必要に応じて事業構想等の変更を行うことができるものとし、変更後の事業構想等を林野庁長官等に報告するものとする。ただし、別途林野庁長官が定める重要な変更については、1から3までの規定を準用するものとする。

(2) 地域提案事業に関する変更については、林野庁長官等に対し事前に報告をするものとする。

(3) 林野庁長官等は、(1)及び(2)の報告等を受けた場合には、必要に応じ都道府県知事等に対し意見を述べるができるものとする。

第3 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費の一部について、都道府県知事に対して林業・木材産業成長産業化促進対策交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

都道府県知事は、第1の事業ごとに交付された交付金を、林野庁長官等から承認を受けた事業計画に計上されている範囲内において、自らの裁量により、事業計画に定める異なるメニュー及び事業実施主体の間で配分することができる。

なお、交付金により助成する個々の事業は、単年度に完了することを原則とし、交付の対象となる経費の範囲は、林野庁長官が別に定めるところによる。

第4 達成状況の報告

都道府県知事等は、林野庁長官が別に定めるところにより、事業構想等に定める指標の達成状況を林野庁長官等に報告するものとする。

第5 事業評価

交付金により実施する事業に係る事前評価及び事後評価については、林野庁長官が別に定めるところにより、実施するものとする。

第6 改善措置等

1 都道府県知事等は、事業構想等における森林整備・林業等振興整備交付金の個々に設定した指標の達成状況が低調である場合は、その原因を調査・分析するとともに、林野庁長官が別に定めるところにより、必要な措置を講じ、その結果を林野庁長官等に報告するものとする。

2 林野庁長官等は、1の報告に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第7 交付金の適正な執行の確保等

1 都道府県知事は、事業の円滑な実施及び交付金の適正な執行を図るため、事業実施主体に対して総括的な指導監督を行うとともに、関係行政機関及び関係団体等との密接な連携の下、必要な指導を行うものとする。

2 国は、都道府県知事に対し、事業の実施及び交付金の執行に関する資料の提出を求めることができるものとし、必要に応じて、助言及び指導、調査等を行うものとする。

(削る。)

(別記2)

林業イノベーション推進総合対策

第1 事業の内容

本対策は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業の内容については別表1のとおりとする。

1 森林資源デジタル管理推進対策

2 スマート林業実践対策

3 先進的造林技術推進事業

(1) 低コスト造林モデル普及促進事業

ア 地域の実状に応じた実証的造林

イ 造林事業へのリモートセンシング技術の活用実証

4 林業への異分野の技術等の導入促進事業

5 早生樹等優良種苗生産推進対策

(1) 指定採取源の拡大

(2) 早生樹母樹林の保全・整備

(3) エリートツリー等の原種増産技術の開発

(4) 採種園等の造成・改良等

(5) 採種園等の造成・改良等モデル的な取組

(6) 山取り採穂の推進

(7) 苗木生産技術の向上等

6 戦略的技術開発・実証事業

(1) 機械・新技術、ソフトウェア等の開発・実証

(2) 新素材の開発・実証

(3) 先進的林業機械の実証

第2 事業計画等

1 事業計画の作成及び承認等

第1に定める事業の実施主体は、他の事業及び関係機関との十分な調整の上で事業計画を作成し、別記様式第1号による交付申請書とともに林野庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。

2 事業計画の変更

事業計画の重要な変更は、1に準じて行うものとする。

3 1及び2の手續の細則は、林野庁長官が別に定めるものとする。

	<p><u>第3 国の助成措置</u> <u>国は、毎年度、予算の範囲内において、本対策の実施及びその指導等に必要な経費の一部について助成するものとする。</u></p> <p><u>第4 報告等</u> <u>事業実施主体は、林野庁長官が別に定めるところにより、本対策の実施状況等を報告するものとする。ただし、第1の3の(1)のア及びイの事業については、事業実施主体を都道府県知事と読み替えるものとする。</u></p>
(削る。)	<p><u>(別記3)</u> <u>木材の安定供給・利用拡大対策</u></p> <p><u>第1 事業の内容</u> <u>本対策は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業の内容については別表1のとおりとする。</u></p> <p><u>1 建築用木材供給・利用強化対策</u> <u>(1) 都市の木材利用促進総合対策事業</u> <u>(2) CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業</u> <u>(3) 建築用木材供給強化促進事業</u></p> <p><u>2 木材需要の創出・輸出力強化対策</u> <u>(1) 非住宅建築物等木材利用促進事業</u> <u>(2) 「地域内エコシステム」推進事業</u> <u>(3) 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業</u> <u>(4) 「クリーンウッド」普及促進事業</u> <u>(5) 広葉樹を活用した成長産業化支援対策</u></p> <p><u>第2 事業計画等</u> <u>1 事業計画の作成及び承認等</u> <u>第1に定める事業の実施主体は、他の事業及び関係機関との十分な調整の上で事業計画を作成し、別記様式第1号による交付申請書とともに林野庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。</u></p> <p><u>2 事業計画等の変更</u> <u>事業計画等の重要な変更は、1に準じて行うものとする。</u></p> <p><u>3 1及び2の手続の細則は、林野庁長官が別に定めるものとする。</u></p> <p><u>第3 国の助成措置</u> <u>国は、毎年度、予算の範囲内において、本対策の実施及びその指導等に必要な経費の一部</u></p>

	<p><u>について助成するものとする。</u></p> <p><u>第4 報告等</u> <u>事業実施主体は、林野庁長官が別に定めるところにより、本対策の実施状況等を報告するものとする。</u></p>
(削る。)	<p><u>(別記4)</u> <u>「新しい林業」に向けた林業経営育成対策</u></p> <p><u>第1 事業の内容</u> <u>本対策は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業の内容については別表1のとおりとする。</u></p> <p><u>1 経営モデル実証事業</u> <u>2 「新しい林業」経営支援事業</u> <u>(1) 森林プランナー育成対策</u> <u>(2) ICT技術活用促進事業</u> <u>(3) 林業労働安全強化対策</u></p> <p><u>第2 事業計画等</u> <u>1 事業計画の作成及び承認等</u> <u>第1に定める事業の実施主体は、他の事業及び関係機関との十分な調整の上で事業計画を作成し、別記様式第1号による交付申請書とともに林野庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。</u> <u>2 事業計画等の変更</u> <u>事業計画等の重要な変更は、1に準じて行うものとする。</u> <u>3 1及び2の手續の細則は、林野庁長官が別に定めるものとする。</u></p> <p><u>第3 国の助成措置</u> <u>国は、毎年度、予算の範囲内において、本対策の実施及びその指導等に必要経費の一部について助成するものとする。</u></p> <p><u>第4 報告等</u> <u>事業実施主体は、林野庁長官が別に定めるところにより、本対策の実施状況等を報告するものとする。</u></p>
(削る。)	<p><u>(別記5)</u> <u>カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策</u></p>

	<p><u>第1 事業の内容</u> <u>本対策は、次に掲げる事業により構成されるものとし、事業の内容については別表1のとおりとする。</u></p> <p><u>1 国民参加の植樹等の推進</u> <u>(1) 国民参加による植樹等の推進対策</u> <u>(2) 全国規模の緑化運動の促進</u> <u>(3) 「森林サービス産業」創出・推進に向けた活動支援事業</u></p> <p><u>2 「木づかい運動」の促進</u> <u>(1) 優れた地域材製品等の顕彰事業</u> <u>(2) 木材利用による脱炭素社会の実現に向けた国民運動の展開</u> <u>(3) 林福連携で行う優れた地域材製品開発等</u></p> <p><u>第2 事業計画等</u> <u>1 事業計画の作成及び承認等</u> <u>第1に定める事業の実施主体は、他の事業及び関係機関との十分な調整の上で事業計画を作成し、別記様式第1号による交付申請書とともに林野庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。</u></p> <p><u>2 事業計画等の変更</u> <u>事業計画等の重要な変更は、1に準じて行うものとする。</u></p> <p><u>3 1及び2の手続の細則は、林野庁長官が別に定めるものとする。</u></p> <p><u>第3 国の助成措置</u> <u>国は、毎年度、予算の範囲内において、本対策の実施及びその指導等に必要な経費の一部について助成するものとする。</u></p> <p><u>第4 報告等</u> <u>事業実施主体は、林野庁長官が別に定めるところにより、本対策の実施状況等を報告するものとする。</u></p>
(削る。)	<p><u>(別記6)</u> <u>林業・木材産業金融対策（林業施設整備等利子助成事業）</u></p> <p><u>第1 事業の内容</u> <u>林業施設整備等利子助成事業の内容については別表1のとおりとする。</u></p> <p><u>第2 事業計画等</u> <u>1 事業計画の作成及び承認等</u> <u>第1に定める事業の実施主体は、他の事業及び関係機関との十分な調整の上で事業計画を</u></p>

作成し、別記様式第1号による交付申請書とともに林野庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。

2 事業計画等の変更

事業計画等の重要な変更は、1に準じて行うものとする。

3 1及び2の手續の細則は、林野庁長官が別に定めるものとする。

第3 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、林業施設整備等利子助成事業の実施及びその指導等に必要な経費について助成するものとする。

第4 報告等

事業実施主体は、林野庁長官が別に定めるところにより、本事業の実施状況等を報告するものとする。

別表1

区分	経費	事業実施主体	補助率等		重要な変更		事業遂行状況報告書	
			国	補助事業者等	経費の配分の変更	事業内容の変更	作成時点	提出期限
I 林業・木材産業循環成長対策 1・2（略） 3 優良種苗生産推進対策 (1) 指定採取源の拡大	Iの1及び2の経費の取扱いについては別表2による。 花粉症対策品種等の種穂の採取地を新たに指定採取源に指定するために実施する遺伝子	同左 都道府県	同左 林業関係交付要綱による。	同左 同左	同左 同左	同左 同左	同左 同左	交付決定のあった年度の9月30日現在 同左

別表1

区分	経費	事業実施主体	補助率等		重要な変更		事業遂行状況報告書	
			国	補助事業者等	経費の配分の変更	事業内容の変更	作成時点	提出期限
I 林業・木材産業成長産業化促進対策 1・2（略） (新設)	本経費の取扱いについては別表2による	同左	同左	同左	同左	同左	同左	交付決定のあった年度の9月30日現在 同左
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	調査等に要する経費 本経費の取扱いについては、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林水産事務次官依命通知。以下「林業関係交付要綱」という。）による。																			
(2) エリートツリー等の原種増産技術の開発	優良な種苗の確保及び供給拡大を図るため、エリートツリー等の増産技術の開発に要する次の経費 1 増殖技術の最適化と施設型採種園の管理技術の開発に要する経費 2 無花粉スギの生産・増殖効率の改善に要する経費	民間団体等	定額	二	経費の欄の1及び2に掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1及び2に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(3) 採種園等の造成・改良等	1及び2に掲げる事業内容に応じ、それぞれ1及び2に定める経費 本経費の取扱いについては、林業関係交付要綱による。 1 採種園等の造	都道府県、	林業	同左	同左	同左	同左	同左	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	成・改良・機能向上 特定母樹等による採種園等の造成、改良及び機能向上に要する経費	都道府県知事が事業実施主体として認める市町村、地方独立行政法人、認定特定増殖事業者、事業協同組合、事業協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合等、農事組合法人等	関係交付要綱による。																
	2 原種増殖施設等の整備 特定母樹等の採種園等の造成に必要な原種苗木の増殖や効率的に種穂の採取を行うことができる施設等の整備に要する経費	都道府県、都道府県知事が事業実施主体として認める市町村、地方独立行政法人、認定特定増殖事業者等	林業関係交付要綱による。	同左	同左	同左	同左	同左											
(4) 採種園等の造成・改良等モデル的な取組	採種園等の造成・改良等モデル的な取組を行うのに要する次の経費 1 施設型モデル採種園の整備に要する経費 2 多様な森林の	民間団体等	定額	二	経費の欄の1及び2に掲げる経費間の30%を超える増	経費の欄の1及び2に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	整備に資する早生樹や広葉樹の採種圃の整備等に要する経費				減														
(5) 山取り採穂の推進	<p>特定苗木を植栽した造林地を穂木の採取源にするために必要な調査、植栽区域の明示、標識の設置等に要する経費</p> <p>本経費の取扱いについては、林業関係交付要綱による。</p>	<p>都道府県、都道府県知事が事業実施主体として認める市町村、森林所有者、地方独立行政法人、認定特定増殖事業者、事業協同組合、事業協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合等、農事組合法人等</p>	林業	同左	同左	同左	同左	同左	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(6) 苗木生産技術の向上等	<p>苗木生産技術の向上等を図るために必要な次の経費</p> <p>1 コンテナ苗木生産未経験者を対象とした研修会の実施に要する経費</p> <p>2 コンテナ苗木生産に新規参入後間もない事業者を対象とした研</p>	民間団体	定額	二	経費の欄の1から7までに掲げる経費の30%を超える増減	経費の欄の1から7までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	<u>修会の実施に要する経費</u> <u>3 コンテナ苗生産経験者を対象とした巡回指導の実施に要する経費</u> <u>4 造林者等を対象としたコンテナ苗の植栽に関する研修会の実施に要する経費</u> <u>5 苗木被害の早期診断等の実施に要する経費</u> <u>6 その他研修会の実施等に要する経費</u> <u>7 種苗の需給情報等を共有する取組に要する経費</u>																		
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	II <u>林業イノベーション推進総合対策</u> <u>1 森林資源デジタル管理推進対策</u>	<u>レーザ計測等による森林資源・境界情報のデジタル化及び当該データを活用した効率的な路網設計を支援するソフト等の導入並びに所有者情報等の精度向上に対する支援を行うのに要する経費</u>	<u>都道府県、都道府県知事が事業実施主体として認める市町村、林業経営体等</u>	<u>林業関係交付要綱による。</u>	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左

										本経費の取扱いについては、林業関係交付要綱（昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林水産事務次官依命通知）による。								
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	2 スマート林業実践対策	ICT等の先端技術を活用した森林施業の効率化・省力化等の実践的取組を行うのに要する次の経費 1 地域協議会運営に係る経費 2 施業集約化の効率化・省力化に係る経費 3 経営の効率性・採算性の向上に係る経費 4 需給マッチングの円滑化に係る経費 5 森林情報の高度化・共有化に係る経費 6 取組成果の検証及び報告書の作成に係る経費	地域協議会	定額	二	経費の欄の1から6までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1から6までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで	
(削る。)									3 先進的造林技術推進事業 (1) 低コスト造林モデル普									

(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

及促進事業

① 地域の
実状に応
じた実証
的造林

1 事業費	都道府県、 市町村、森 林所有者、 森林組合等 (森林組 合、生産森 林組合及び 森林組合連 合会をい う。以下同 じ。)、森林 整備法人等 (森林整備 法人(分収 林特別措置 法(昭和33 年法律第57 号)第10条 第2号に定 める森林整 備法人をい う。))及び一 般社団法人 及び一般財 団法人に関 する法律 (平成18年 法律第48 号)第2条 第1号に規 定する法人 (造林を行 うことを主 たる目的と している法 人であつ て、地方公	1 定 二 額(林 野庁長 官が別 に定め る基準 に基づ き都道 府県知 事が定 めるも のとな る。)
2 附帯事務費		2 定 二 額(1/ 2以 内)
(1) 都道府県が 1の経費に係 る事業の実施 の指導監督等 を行うのに要 する経費		
(2) 市町村が1 の経費に係る 事業の実施に 関し、指導監 督等に要する 経費に対し、 都道府県が交 付する場合に おける当該交 付に要する経 費		

経費の
欄に掲
げる経
費の皆
増又は
皆減

交付決
定のあ
った年
度の9
月30日
現在

交付決
定のあ
った年
度の10
月31日
まで

共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。)をいう。以下同じ。)、特定非営利活動法人等(森林法施行令(昭和26年政令第276号)第11条第7号に掲げる者をいう。以下同じ。)、森林法施行令第11条第8号に規定する団体(以下「森林所有者の団体」という。)、森林経営計画の認定を受けた者(以下「森林経営計画策定者」という。)、特定間伐等促進

(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	② 造林事業へのリモートセンシング技術の活用実証	1 事業費 人工造林等の造林事業の実施、当該事業の設計や施行管理の効率化に向け	都道府県、市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、	1 定額（林野庁長官が別に定める基準	二 経費の欄に掲げる経費の皆増又は皆減	二 交付決定のあった年度の9月30日現在	交付決定のあった年度の10月31日まで
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------------------------	--------------------------------------------	-------------------------------	--------------------	---------------------	----------------------	---------------------

計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者又は森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者（以下「民間事業者」という。）

									<p>たりリモートセンシング技術の導入実証及びこれらに必要な関連条件整備活動（対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等）に要する経費</p> <p>2 附帯事務費</p> <p>(1) 都道府県が1の経費に係る事業の実施の指導監督等を行うのに要する経費</p> <p>(2) 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等に要する経費に対し、都道府県が交付する場合における当該交付に要する経費</p>	<p>特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者、特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者又は民間事業者</p>	<p>に基づき都道府県知事が定めるものとする。)</p> <p>2 定額 (1/2 以内)</p>						
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	<p>4 林業への異分野の技術等の導入促進事業</p> <p>現場課題の解決のための異分野の技術等の導入に向けた林業関係者、企業等のマッチング、事業開発へのサポート、広報等</p>	<p>民間団体等</p>	<p>定額</p>	<p>2</p>	<p>経費の欄に掲げる1から6までの経費の合計額</p>	<p>2</p>	<p>交付決定のあった年度の12月31日現在</p>	<p>交付決定のあった年度の1月31日まで</p>	

										に対する支援に要する次の経費				の30%を超える増減				
										<u>1 林業関係者と企業等のマッチング</u> <u>2 事業開発支援</u> <u>3 事業開発結果の評価及び広報</u> <u>4 その他事業の成果を高める活動</u> <u>5 過去の事業開発支援の結果に関する調査</u> <u>6 事業報告書の作成</u>								
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	5. <u>早生樹等優良種苗生産推進対策</u>									
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	<u>(1) 指定採取源の拡大</u>	花粉症対策品種等の種穂の採取地を新たに指定採取源に指定するために実施する遺伝子調査等に要する経費 本経費の取扱いについては、林業関係交付要綱による。	都道府県	林業関係交付要綱による。	同左	同左	同左	同左	同左	
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	<u>(2) 早生樹母樹林の保全・整備</u>	国内に現存する早生樹の優良林分を母樹林として指定し、優良な種穂の採取源を確保するために実施する	都道府県、都道府県知事が事業実施主体として認める市町村、森林	林業関係交付要綱による。	同左	同左	同左	同左	同左	

(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	<p>調査、林内の整備、種穂の採取作業等の取組に要する経費</p> <p>本経費の取扱いについては、林業関係交付要綱による。</p> <p>所有者、地方独立行政法人、事業協同組合、事業協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会又は森林組合等</p>	<p>民間団体等</p> <p>定額</p>	二	<p>経費の欄の1から4までに掲げる経費間の30%を超える増減</p>	<p>経費の欄の1から4までに掲げる経費の新設又は廃止</p>	<p>交付決定のあった年度の12月31日現在</p>	<p>交付決定のあった年度の1月31日まで</p>
(削る。)	(削る。)									<p>(3) エリートツリー等の原種増産技術の開発</p> <p>優良な種苗の確保及び供給拡大を図るため、エリートツリー等の増産技術の開発に要する次の経費</p> <p>1 スギ等の増殖技術の高度化と実用化の開発に要する経費</p> <p>2 カラマツの増殖効率の改善に要する経費</p> <p>3 早生樹の増殖技術の高度化と実用化の開発に要する経費</p> <p>4 無花粉スギの生産・増殖効率の改善に要する経費</p>						
(削る。)	(削る。)									<p>(4) 採種園等の造成・改良等</p> <p>1及び2に掲げる事業内容に応じ、それぞれ1及び2に定める経費</p>						

(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	本経費の取扱いについては、林業関係交付要綱による。	都道府県、都道府県知事が事業実施主体として認める市町村、地方独立行政法人、認定特定増殖事業者、事業協同組合、農業協同組合、農協同組合連合会、森林組合等、農事組合法人等	林業関係交付要綱による。	同左	同左	同左	同左	同左	
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	1 採種園等の造成・改良・機能向上 特定母樹等による採種園等の造成、改良及び機能向上に要する経費	都道府県、都道府県知事が事業実施主体として認める市町村、地方独立行政法人、認定特定増殖事業者、事業協同組合、農業協同組合、農協同組合連合会、森林組合等、農事組合法人等	林業関係交付要綱による。	同左	同左	同左	同左	同左	
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	2 原種増殖施設等の整備 特定母樹等の採種園等の造成に必要な原種苗木の増殖や効率的に種穂の採取を行うことができる施設等の整備に要する経費	都道府県、都道府県知事が事業実施主体として認める市町村、地方独立行政法人、認定特定増殖事業者等	林業関係交付要綱による。	同左	同左	同左	同左	同左	
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(5) 採種園等の造成・改良等モデル的な	採種園等の造成・改良等モデル的な取組を行うの	民間団体等	定額	二	経費の欄の1及び2	経費の欄の1及び2	交付決定のあった年	交付決定のあった年

(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	取組	に要する次の経費 1 施設型モデル 採種園の整備に 要する経費 2 多様な森林の 整備に資する早 生樹や広葉樹の 採種園の整備等 に要する経費			に掲げ る経費 間の30 %を超 える増 減	に掲げ る経費 の新設 又は廃 止	度の12 月31日 現在	度の1 月31日 まで	
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(6) 山取り採穂 の推進	特定苗木を植栽 した造林地を穂木 の採取源にするた めに必要な調査、 植栽区域の明示、 標識の設置等に要 する経費 本経費の取扱い については、林業 関係交付要綱によ る。	都道府県、 都道府県知 事が事業実 施主体とし て認める市 町村、森林 所有者、地 方独立行政 法人、認定 特定増殖事 業者、事業 協同組合、 事業協同組 合連合会、 農業協同組 合、農業協 同組合連合 会、森林組 合等、農事 組合法人等	林業 関係交 付要綱 による。	同左	同左	同左	同左	同左
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(7) 苗木生産技 術の向上 等	苗木生産技術の 向上等を図るため に必要な次の経費 1 コンテナ苗生 産未経験者を対 象とした研修会 の実施に要する	民間団体	定額	二	経費の 欄の1 から7 までに 掲げる 経費の 30%を	経費の 欄の1 から7 までに 掲げる 経費の 新設又	交付決 定のあ った年 度の12 月31日 現在	交付決 定のあ った年 度の1 月31日 まで

									経費 2 コンテナ苗生 産に新規参入後 間もない事業者 を対象とした研 修会の実施に要 する経費 3 コンテナ苗生 産経験者を対象 とした巡回指導 の実施に要する 経費 4 造林者等を対 象としたコンテ ナ苗の植栽に関 する研修会の実 施に要する経費 5 苗木被害の早 期診断等の実施 に要する経費 6 その他研修会 の実施等に要す る経費 7 種苗の需給情 報等を共有する 取組に要する経 費				超える 増減	は廃止			
(削る。)									6 戦略的技術 開発・実証事業 <u>(1) 機械・新技</u> <u>術、ソフトウ</u> <u>ェア等の開</u> <u>発・実証</u>	伐採・集材・運材 及び造林作業の自 動化・遠隔操作化 機械、林内通信技 術、電化技術、マシ ンガイダンス等の 先端技術等を活用 した機械・新技術	民間団体等	定額	二	経費の 欄の1 及び2 に掲げ る経費 間の30 %を超 える増	経費の 欄の1 及び2 に掲げ る経費 の新設 又は廃 止	交付決 定のあ った年 度の12 月31日 現在	交付決 定のあ った年 度の1 月31日 まで

(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	の開発・実証を行うのに要する次の経費 1 開発・実証に係る事業経費 (1)機械・新技術の設計・開発・改良に係る経費 (2) 試作機等の製造、性能評価、実証試験に係る経費 (3) 各種調査等に係る経費 2 開発・実証に係る事務関連経費 (1) 検討委員会の設置・開催に係る経費 (2) 普及啓発・成果発表に係る経費 (3) 事業報告書の作成に係る経費 機械の自動化・遠隔操作化をサポートするソフトウェア等やICT等を活用した作業システムの開発・実証を行うのに要する次の経費 1 開発・実証に係る事業経費 (1) ソフトウェア等の開発・実証	民間団体等	定額	二	減	経費の欄の1及び2に掲げる経費の30%を超え	経費の欄の1及び2に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------	----	---	---	------------------------	------------------------	---------------------	--------------------

(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(3) 新素材の開発・実証	ア等の設計・開発・改良に係る経費 (2) 試作機等の製造、性能評価、実証試験に係る経費 (3) 各種調査等に係る経費 2 開発・実証に係る事務関連経費 (1) 検討委員会の設置・開催に係る経費 (2) 普及啓発・成果発表に係る経費 (3) 事業報告書の作成に係る経費	民間団体等	定額	一	経費の欄の1及び2に掲げる経費間の30%を増減	経費の欄の1及び2に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
										木材及び森林由来の再生可能資源・生分解資源によるプラスチック代替、温室効果ガス排出抑制等に資する新素材の開発・実証又は原料調達から市場展開までを図る地域における山元から製造までの一貫した新素材を活用した商品開発を行うのに要する次の経費 1 新素材等の技								

(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	<u>術開発・実証や商品開発に係る経費</u> <u>(1) 製造技術の実証・改良に係る経費</u> <u>(2) 試作品の製造・評価に係る経費</u> <u>(3) 各種調査に係る経費</u> <u>2 事務関連経費</u> <u>(1) 検討委員会の設置・開催に係る経費</u> <u>(2) 普及啓発・成果発表に係る経費</u> <u>(3) 事業報告書の作成に係る経費</u>	民間団体等	定額	一	<u>経費の欄の1及び2に掲げる経費間の30%を超える増減</u>	<u>経費の欄の1及び2に掲げる経費の新設又は廃止</u>	<u>交付決定のあった年度の12月31日現在</u>	<u>交付決定のあった年度の1月31日まで</u>
									<u>(4) 先進的林业機械の実証</u>	<u>メーカー等と林业経営体の共同提案により、林内作業の安全性向上、省人化等を図る先進的林业機械を活用し、機械の自動化や遠隔操作技術を進めるとともに、当該機械を中心とした事業規模での作業システムの実証、現場の実情に応じて機械等の改良を行うのに要する次の経費</u>							

									1 実証に係る事業経費 (1) 先進的林業機械の実証に係る経費 (2) 導入する先進的林業機械の性能試験・評価に係る経費 (3) 各種調査等に係る経費 2 実証に係る事務関連経費 (1) 検討委員会の設置・開催に係る経費 (2) 普及啓発・成果発表に係る経費 (3) 事業報告書の作成に係る経費										
II 木材の安定供給・利用拡大対策 1 建築用木材供給・利用強化対策 (1) <u>森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業</u> ① 都市における木材需要の	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)											
III 木材の安定供給・利用拡大対策 1 建築用木材供給・利用強化対策 (1) <u>都市の木材利用促進総合対策事業</u> ① 都市における木材需要の	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)											

拡大										拡大									
② 大径化した原木等を活かした地域材による設計合理化等の技術開発・普及啓発	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	② 大径化した原木等を活かした地域材による設計合理化の技術開発・普及啓発	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
③ 顔の見える木材供給体制構築事業	森林経営の持続性が担保された木材の安定需要獲得に向けた取組を含む、川上から川下までが連携した顔の見える木材安定供給体制の構築に資する、地域等における課題解決の取組や、輸入木材の動向など国内の需給状況に影響を及ぼす情報の川上から川下までの幅広い関係者間での迅速な共有等に要する次の経費 1 検討委員会の開催等に係る経費 2 取組の実施に必要な経費の助成に係る経費 3 需給情報の収	(略)	(略)	(略)	経費の欄の1から4までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1から4までに掲げる経費の新設又は廃止	(略)	(略)	③ 顔の見える木材供給体制構築事業	製材工場等の品目のバリエーションの充実に資する取組を含む、川上から川下までの事業者が連携した顔の見える木材を使用する付加価値の高い構造材、内装材、家具、建具等の普及啓発に要する次の経費 1 検討委員会の開催等に係る経費 2 モデル的な取組の実施に必要な経費の助成に係る経費(新設)	(略)	(略)	(略)	経費の欄の1から3までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1から3までに掲げる経費の新設又は廃止	(略)	(略)	(略)	(略)

	<u>集・共有体制の構築に係る経費</u>																
	<u>4 事業報告書の作成及び成果の普及に係る経費</u>																
④ 強度又は耐火性に優れた建築用木材の製造に係る技術開発・普及	非住宅・中高層分野の建築物における木造化・木質化、ツーバイフォー工法や木質パネル工法等の普及、建築物の省エネ性能の向上に伴う重量化等への対応やリフォーム等による長寿命化に向けて、建築物における実証を通じて、高い普及性が見込まれる新たな技術等の開発や再検証・改善、大学等と連携した技術の普及等に要する次の経費 1～4 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)									
⑤ 木材加工流通体制強化支援事業									(新設)								
ア 木材加工設備導入等利子	製材工場等が行う木材加工設備導入や山林の取得等に対する利子助成	民間団体等	定額	一	経費の欄に掲げる1又は2	経費の欄の1から3までに	交付決定のあった年度の9	交付決定のあった年度の10	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

助成	に要する次の経費 1 設備導入資金 助成費 2 安定供給体制 構築資金助成費 3 支援対象選定 事務費				の経費 から3 の経費 への増	掲げる 経費の 新設又 は廃止	月30日 現在	月31日 まで										
イ 木材 加工設 備等リ ース導 入支援	導入手段の多様 化と入手コスト の軽減等を図る ための、製材工場 等における木材 加工設備のリー スによる導入に 要する次の経費 1 助成費 2 支援対象選定 等事務費	民間団体等	定額	二	経費の 欄に掲 げる1 の経費 から2 の経費 への30 %を超 える増	1 事 業費 の 30% を超 える 増減 2 補 助事 業者 の変 更	交付決 定のあ った年 度の12 月31日 現在	交付決 定のあ った年 度の1 月31日 まで	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
ウ 作業 安全強 化促進 支援事 業	木材産業の作業 安全強化対策を行 うのに要する次の 経費 1 作業安全活動 促進に要する経 費 2 作業安全の普 及に要する経費	民間団体等	定額	二	経費の 欄の1 及び2 に掲げ る経費 間の30 %を超 える増 減	経費の 欄の1 及び2 に掲げ る経費 の新設 又は廃 止	交付決 定のあ った年 度の12 月31日 現在	交付決 定のあ った年 度の1 月31日 まで	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(2) CLT・L VL等の建 築物への利 用環境整備 事業 ① CLT を活用し た先駆的	CLTを用いた 建築物や街づくり の取組及びCLT	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(2) CLT・L VL等の建 築物への利 用環境整備 事業 ① CLT を活用し た先駆的	CLTを用いた 建築物、街づくり、 CLT製造企業と	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	<p>な建築物の建設等支援</p> <p>製造企業との連携による寸法の標準化等を通じたCLTを低コストで安定的に供給するためのモデル的な取組等における設計・施工ノウハウの横展開を可能とする地域の関係者で構成される協議会方式による設計・建築等の実証に要する次の経費 1～4 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>な建築物の建設等支援</p> <p>の連携構築のためのモデル的な取組等における設計・施工ノウハウの横展開を可能とする地域の関係者で構成される協議会方式による設計・建築等の実証に要する次の経費 1～4 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>(略)</p> <p>③ CLT・LVL等を活用した建築物の低コスト化・検証等</p>	<p>中大規模建築等におけるCLT・LVL等の木材製品の利用促進、CLT等の土木分野への利用、低コスト化の推進の取組、標準的な木造化モデルの作成等のCLT等の建築物の設計の合理化や容易化に向けた取組とその成果の普及、基準合理化も含めた建築用木材の品質確保に向けた取組に要する次の経費 1～4 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>③ CLT・LVL等を活用した建築物の低コスト化・検証等</p> <p>中大規模建築等におけるCLT・LVL等の木材製品の利用促進、CLT等の土木分野への利用、低コスト化の推進の取組、CLT等の建築物の設計容易化に向けた取組や成果の普及、基準合理化も含めた建築用木材の品質確保に向けた取組に要する次の経費 1～4 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(削る。)									(3) 建築用木材 供給強化促進対策事業										
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	① マーケットインによる安定供給体制強化促進	輸入材供給リスクの顕在化に伴い発生した新たな国産材需要へ対応するために行われる、川上から川下の事業者が参画する地域協議会等が地域毎に抱える多様な課題を解決していくための独自の取組に要する次の経費 1 地域協議会等の募集・選定に係る経費 2 地域協議会等への助成に係る経費 3 地域協議会等への指導等に係る経費 4 地域協議会等の成果普及に係る経費	民間団体等	定額	二	経費の欄の1から4までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1から4までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで		
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	② 木材加工設備導入等利子助成	製材工場等が行う木材加工設備導入や山林の取得等に対する利子助成に要する次の経費 1 設備導入資金助成費 2 安定供給体制構築資金助成費 3 支援対象選定	民間団体等	定額	二	経費の欄に掲げる1又は2の経費から3の経費への増	経費の欄の1から3までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の9月30日現在	交付決定のあった年度の10月31日まで		

(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	事務費	③ 木材加工設備等リース導入支援	導入手段の多様化と入手コストの軽減等を図るための、製材工場等における木材加工設備のリースによる導入に要する次の経費 1 助成費 2 支援対象選定等事務費	民間団体等	定額	二	経費の欄に掲げる1の経費から2の経費への30%を超える増	1 事業費の30%を超える増	2 補助事業者の変更	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	事務費	④ 森林認証材の需要拡大	森林認証材の需要拡大を図るための、消費者や需用者向けイベントの開催等、森林認証材の普及啓発等に要する次の経費 1 森林認証材の需要拡大 (1) 協議会の設置・運営に係る経費 (2) 森林認証材の需要拡大に向けた取組に係る経費 (3) 事業報告書の作成・公表に係る経費 2 森林認証取得に向けた合意形成 (1) 協議会の設置・運営に係る経費	民間団体等	定額	二	経費の欄の1及び2に掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1及び2に掲げる経費の新設又は廃止		交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで

<p>2 木材需要の創出・輸出力強化対策 (1) 非住宅建築物等木材利用促進事業 ① (略) (削る。)</p>	(略) (削る。)	(略) (削る。)	(略) (削る。)	(略) (削る。)	(略) (削る。)	(略) (削る。)	(略) (削る。)	(略) (削る。)	<p>2 木材需要の創出・輸出力強化対策 (1) 非住宅建築物等木材利用促進事業 ① (略) ② 簡易な倉庫等簡易な構造物等の木造化・木質化促進</p>	<p>(2) 認証取得に向けた合意形成に係る経費 (3) 認証材分別管理マニュアル等の作成に係る経費 (4) 事業報告書の作成・公表に係る経費</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
									<p>民間団体等 定額 二 経費の欄の1から3までに掲げる経費間の30%を超える増減</p>	<p>倉庫等簡易な構造物等の木造化・木質化を促進するため、標準モデルを提案する取組に要する次の経費 1 検討委員会の設置・運営に要する経費 2 簡易な構造物等への木材利用に係る調査・分析及び標準モデルの提案に要する経費 3 普及資料の作成・発信及び報告書作成に要する経費</p>				<p>経費の欄の1から3までに掲げる経費の新設又は廃止</p>	<p>交付決定のあった年度の12月31日現在</p>	<p>交付決定のあった年度の1月31日まで</p>		

② 地域における非住宅木造建築物整備推進	地域における非住宅建築物の木造化・木質化を推進するため、地域における木造化等の特徴的な取組を分析し、地域間の連携促進のためのツール作成・普及の取組を行うとともに、木造建築物等の整備を行おうとする地域協議会、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第15条第1項に規定する建築物木材利用促進協定を締結した者から成る団体及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第4条の規定による事業計画を共同して作成した事業者に対	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	③ 地域における非住宅木造建築物整備推進	地域における非住宅建築物の木造化・木質化を推進するため、地域における木造化等の特徴的な取組を分析し、地域間の連携促進のためのツール作成・普及の取組を行うとともに、木造建築物等の整備を行おうとする地域協議会、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第15条第1項に規定する建築物木材利用促進協定を締結した者及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第4条の規定による事業計画を共同して作成した事業者に対して行う、専	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
----------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	----------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

	<p>施設画策定に対する支援に要する次の経費</p> <p>1 検討委員会の設置・運営に係る経費</p> <p>2 「地域内エコシステム」の実施設画策定のために必要な調査、研修、情報提供、指導・助言等に係る経費</p> <p>3 (略)</p>																			
イ 「地域内エコシステム」技術開発・実証事業	<p>「地域内エコシステム」の構築に資する木質バイオマスのエネルギー利用システム（小規模な熱利用や熱電併給等）に関する技術開発・改良、実証等に要する次の経費</p> <p>1～4 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)												
ウ 「地域内エコシステム」技術開発等支	<p>イの事業を実施する事業者に対する指導・助言の実施や、成果の普及等に要する次の経費</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)												
	<p>システムの導入に関する地域の合意形成を図り、実施計画を策定するための協議会の運営に要する次の経費</p> <p>1 検討委員会の設置・運営に係る経費</p> <p>2 「地域内エコシステム」の構築に向けて必要な調査、事業計画の策定支援、情報提供、指導・助言等に係る経費</p> <p>3 (略)</p>																			
イ 「地域内エコシステム」技術開発・実証事業	<p>「地域内エコシステム」の構築に資する木質バイオマスのエネルギー利用システム（小規模な熱利用や熱電併給等）の普及に必要となる小規模な技術開発・改良、実証等に要する次の経費</p> <p>1～4 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)												
ウ 「地域内エコシステム」技術開発等支	<p>イの事業を実施する事業者に対して、技術面、安全面、関係法令の遵守等に係る指導・助言を行うとともに</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)												

<p>援事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 イの事業の事業実施主体に対する、<u>技術面、安全面、関係法令の遵守、進捗管理等に関する指導・助言に係る経費</u></p> <p>3 <u>成果の普及啓発に係る経費</u></p>	<p>(削る。)</p>	<p>(削る。)</p>	<p>(削る。)</p>	<p>(削る。)</p>	<p>(削る。)</p>	<p>(削る。)</p>	<p>(削る。)</p>	<p>(削る。)</p>	<p>援事業</p> <p>に、<u>成果報告会等を通じ、広く普及・PRを実施するために要する次の経費</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 イの事業の事業実施主体が行う<u>取組</u>に対する<u>指導・助言</u>に係る経費</p> <p>3 <u>成果の普及・PR等に係る経費</u></p>	<p>エ <u>優良事例の横展開体制整備支援</u></p> <p>「<u>地域内エコシステム</u>」<u>モデル構築に向けた地域の合意形成、技術開発・実証等の事例把握、これまでの成果、課題等に係る要因分析等を行い、「地域内エコシステム」の導入を検討している地域への普及のためのモデルのカスタマイズや地域内外の関係者の情報交換等が可能なプラットフォームの構築を実施するとともに、普及に向けた実証運用に要する次の経費</u></p>	<p>民間団体等</p>	<p>定額</p>	<p>二</p>	<p>経費の欄の1から4までに掲げる経費間の30%を超える増減</p>	<p>経費の欄の1から4までに掲げる経費の新設又は廃止</p>	<p>交付決定のあった年度の12月31日現在</p>	<p>交付決定のあった年度の1月31日まで</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------	-----------	----------	-------------------------------------	---------------------------------	----------------------------	---------------------------

(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	周知を図るとともに、各地域で相談対応可能な人材育成のための研修会の実施に要する次の経費 1. 相談窓口設置に係る経費 2. 相談対応可能な人材育成のための研修会の開催に係る経費 3. 事業報告書の作成、成果の普及に係る経費	民間団体等	定額	二	経費の欄の1から3までに掲げる経費間の30%を超える増減 経費の欄の1から3までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在 交付決定のあった年度の1月31日まで	
									イ 木質バイオマス利用促進調査支援 「地域内エコシステム」の推進に資する各種調査の実施、その結果の報告会の開催、報告書の作成等に要する次の経費 1 燃料材サプライチェーン実態調査に係る経費 (1) 発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインの適切な運用に向けた説明会、現地調査に係る経費 (2) 燃料材の需給情報の収集・分析・提供						

に係る経費
(3) 成果報告会
の開催、事業
報告書の作成
に係る経費
2 木質バイオマ
ス熱利用導入及
び利用向上可能
性調査に係る経
費
(1) 検討委員会
の設置・運営
に係る経費
(2) 大気汚染防
止法（昭和43
年法律第97
号）第16条に
基づくばい煙
測定記録等を
活用して現在
のボイラーの
導入状況を分
析し、導入可
能性を調査す
るための経費
(3) 国内のボイ
ラーのうち、
設計段階の想
定よりも燃料
利用量が過大
となっている
等、運用難と
なっている等
の事例につい
ての原因検証
に係る経費
(4) 事業報告書
の作成及び報

											<p>告会等の成果の普及に係る経費</p> <p>3 蒸気ボイラー導入促進調査に係る経費</p> <p>(1) 検討委員会の設置・運営に係る経費</p> <p>(2) 蒸気ボイラー導入に当たり、技術的課題や市場の把握等を中心に産業用熱利用の拡大を図っていく上での課題と対策についての調査検討に係る経費</p> <p>(3) 事業報告書の作成及び報告会等の成果の普及に係る経費</p>										
ア	リビングラボ	民間団体等	定額	二	経費の欄の1及び2に掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1及び2に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
	「地域内エコシステム」の普及のためのプラットフォーム(リビングラボ)の構築・運用に要する次の経費																				
	1 検討委員会の設置・運営に係る経費																				
	2 事業の報告書の作成及び成果																				

	の普及啓発に係る経費																
イ 情報プラットフォーム構築支援	「地域内エコシステム」に取り組む上で有効な基礎的情報を提供するプラットフォームの構築に要する次の経費 1 木質バイオマスのエネルギー利用に関する基礎的情報を提供するポータルサイトの設置・運営に係る経費 2 木質バイオマスのエネルギー利用に関する相談窓口の設置・運営に係る経費 3 木質バイオマスボイラー設備等のメーカーやスペック等の情報を収集する調査に係る経費 4 「地域内エコシステム」の先行事例の調査・分析に係る経費 5 「地域内エコシステム」の推進に資する次の調査に係る経費 (1) 燃料材サプライチェーン	民間団体等	定額	二	経費の欄の1から5までに掲げる経費間の30%を超え る増減	経費の欄の1から5までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日 現在	交付決定のあった年度の1月31日 まで	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

実態調査

① 発電利
用に供す
る木質バ
イオマス
の証明ガ
イドライ
ンの適切
な運用に
向けた説
明会、事例
調査に係
る経費

② 燃料材
の需給情
報の収集・
分析・提供
に係る経
費

(2) 木質バイオ
マス燃料の安
定供給システ
ム構築に関す
る調査

① 未利用
材や林地
残材の効
率的な収
集・運搬シ
ステム構
築や新た
な供給源
開拓に向
けた調査
に係る経
費

(3) ZEB/ZEHにお
ける木質バイ

	オマス利用の 可能性調査																		
	① ZEB/ZEH における 木質バイ オマスエ ネルギー 利用の位 置づけの 整理やコ スト面を 含む課題 等の調査 に係る経 費																		
ウ 交流	「地域内エコ システム」構築の ノウハウの地域 間での共有や技 術・人材のマッ チングのための研 修会、交流会等の 機会を提供する プラットフォームの構築に要す る経費	民間団体等	定額	二	二	経費の 欄に掲 げる経 費の新 設又は 廃止	交付決 定のあ った年 度の12 月31日 現在	交付決 定のあ った年 度の1 月31日 まで	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
エ 実践	「地域内エコ システム」構築の ための計画作り 等に取り組む地 域等に対して、専 門的な観点から 分析や助言等を 提供するプラット フォームの構築 に要する経費	民間団体等	定額	二	二	経費の 欄に掲 げる経 費の新 設又は 廃止	交付決 定のあ った年 度の12 月31日 現在	交付決 定のあ った年 度の1 月31日 まで	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

③ 木質バイオマス利活用施設整備資金等利子助成事業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	③ 木質バイオマス利活用施設整備資金等利子助成事業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(3) 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業										(新設)								
① 木材製品輸出産地育成	木材製品輸出産地育成に係る以下の経費 (削る。)	(略)	(略)	一	二	経費の欄の1から4までに掲げる経費の新設又は廃止	(略)	(略)		(3) 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業	木材の輸出促進に係る以下の経費	(略)	(略)	一	経費の欄の1から3までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1から3までに掲げる経費の新設又は廃止	(略)	(略)
	1・2 (略)									1 木材製品輸出産地育成に係る以下の経費								
	3 国内でのセミナー、展示会開催にかかる経費									①・② (略)								
	4 成果報告会の開催、成果の公表及び報告書の作成に係る経費									③ 成果報告会の開催、成果の公表及び報告書の作成に係る経費								
② 日本式木造建築物等技術者育成	日本式木造建築物等技術者育成に係る以下の経費	民間団体等	定額	二		経費の欄の1及び2に掲げる経費の30%を超える増減	経費の欄の1及び2に掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	1 海外における木造軸組構法技術講習会の開催に係る経費																	
	2 国内における木造技術研修会の開催に係る経費																	

	<p>費</p> <p>③ <u>企業連携型木材製品輸出促進</u></p> <p>企業連携型木材製品輸出促進に係る以下の経費</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(削る。)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	<p>② <u>企業連携型木材製品輸出促進に係る以下の経費</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p>③ <u>国内外における木造技術講習に係る以下の経費</u></p> <p>① <u>海外における木造軸組構法技術講習会の開催に係る経費</u></p> <p>② <u>国内における木造技術研修会の開催に係る経費</u></p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>(4) 「<u>クリーンウッド</u>」実施支援事業のうち<u>合法性確認の能力強化</u></p>									(新設)								
<p>① <u>事業者による合法性確認能力強化、消費者等への普及啓発</u></p>	<p><u>合法伐採木材等の流通及び利用の促進のため、木材関連事業者、素材生産業者等に対する研修等の実施、業界団体等の関係者との意見交換会の開催、消費者等への普及啓発に要</u></p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	<p>木材関連事業者の登録を促進するため、登録の手続等を説明するセミナーや個別相談会を開催し、木材関連事業者に対する個別の働きかけや登録に向けた指導・助言を行うこ</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

目別の合法性確認 手引き作成	による合法性確認 (デュール・デリジ ェンス)のための 業種・品目別の手 引き作成に要する 次の経費 1 業種・品目別 の合法性確認手 引き作成に係る 経費 2 事業報告書の 作成に係る経費	(略)	(略)	(略)	欄の1 及び2 に掲げ る経費 の30% を超え る増減	欄の1 及び2 に掲げ る経費 の新設 又は廃 止	定のあ った年 度の12 月31日 現在	定のあ った年 度の1 月31日 まで									
(5) 国産特用林 産物の国際 競争力強化・ 生産性向上 対策事業	国産特用林産 物の国際競争力強 化を図るために要 する次の経費 1 国産特用林産 物の需要拡大・ 生産性向上に係 る経費 2 国産特用林産 物の競争力の強 化に係る経費 (1) 国産特用 林産物の輸 出促進に向 けた情報収 集・連携強 化に係る経 費 (2) 知的財産 に係る課題	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(5) 広葉樹を活 用した成長 産業化支援 対策	広葉樹を活用 した林業の成長産 業化を図るため、 特用林産物に関す る情報の収集・分 析・提供及び国産 特用林産物の競争 力の強化に要する 次の経費 1 特用林産物に 関する情報の収 集・分析・提供に 係る経費 2 国産特用林産 物の競争力の強 化に係る経費 (新設) (新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	解決に向け た実証に係 る経費															
III 「新しい林業」 に向けた林業経営 育成対策																
経営モデル実証 事業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)								
1	(略)		(略)													
2	(略)		(略)													
3	(略)		(略)													
(削る。)																
(削る。)	(削る。)	(削る。)		(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)									
	(削る。)		(削る。)	(削る。)												
	(削る。)		(削る。)	(削る。)												
	(削る。)		(削る。)	(削る。)												
	(削る。)		(削る。)	(削る。)												
	(削る。)		(削る。)	(削る。)												
	(削る。)		(削る。)	(削る。)												
IV 「新しい林業」 に向けた林業経営 育成対策																
1 経営モデル 実証事業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)								
1	(略)		(略)													
2	(略)		(略)													
3	(略)		(略)													
2 「新しい林 業」経営支援事 業																
(1) 森林プラン ナー育成対 策																
森林プランナー 育成対策を行うの に要する次の経費									民間団体等							
1 企画運営委員 会設置・運営に 要する経費										定額	二					
2 森林施業プラ ンナー育成研修 等に要する経費										定額、 1/2 以 内	二					
(1) 新規課題対 応型研修に要 する経費										定額	二					
(2) 提案型集約 化施業一般研 修に要する経 費										定額	二					
(3) 事業体レベ ルにおける提 案型集約化施 業の取組の評 価に要する経 費										定額、 1/2 以 内	二					
ア 実践体 制評価委										定額	二					
経費の 欄の1 から3 までに 掲げる 経費間 の30% を超え る増減																
経費の 欄の1 から3 までに 掲げる 経費の 新設又 は廃止																
交付決 定のあ った年 度の12 月31日 現在																
交付決 定のあ った年 度の1 月31日 まで																

											員会設置・ 運営に要 する経費							
	(削る。)		(削る。)	(削る。)							イ 実践体 制評価に 要する経 費	1/2 以 内	二					
	(削る。)		(削る。)	(削る。)							3 森林経営プラ ンナー育成研修 に要する経費	定額	二					
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(2) ICT技術活 用促進事業	ICT生産管理 に資するスマート 林業技術関連ソフ ト等の導入に対す る支援を行うのに 要する経費 本経費の取扱い については、林業 関係交付要綱によ る。	都道府県、 市町村、国 立大学法 人、効率的 かつ安定的 な林業経営 や林業経営 の継続性の 確保を目指 す林業経営 体として、 林野庁長官 が別に定め る考え方に 則って都道 府県知事が 選定した林 業経営体 (以下「選 定経営体」 という。)、 森林組合 等、林業労 働力の確保 の促進に関 する法律 (平成8年	林業関 係交付 要綱に よる。	同左	同左	同左	同左	同左

(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(3) 林業労働安全強化対策	法律第45号)第11条の林業労働力確保支援センター、 <u>その他都道府県知事が事業実施主体として適当と認める団体等</u>	民間団体等	定額	二	経費の欄の1から3までに掲げる経費間の30%を超える増減	経費の欄の1から3までに掲げる経費の新設又は廃止	交付決定のあった年度の12月31日現在	交付決定のあった年度の1月31日まで
IV カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策										V カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策								
1 国民参加の植樹等の推進										1 国民参加の植樹等の推進								
(1) 国民参加による植樹等の推進対策	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(1) 国民参加による植樹等の推進対策	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 全国規模の緑化運動の	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(2) 全国規模の緑化運動の	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

促進 (削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	促進 (3) 「森林サー ビス産業」創 出・推進に向 けた活動支 援事業	以下の取組に要す る経費 1 「森林サービ ス産業」モデル 事業の実施の経 費を補助する経 費 2 森林空間利用 に係る新産業創 出に向けた課題 解決型研修会の 実施に係る経費 3 課題の共有・ 解決のための効 果分析・情報発 信に係る経費	民間団体等	定額	二	経費の 欄の1 から3 までに 掲げる 経費間 の30% を超え る増減	経費の 欄の1 から3 までに 掲げる 経費の 新設又 は廃止	交付決 定のあ った年 度の12 月31日 現在	交付決 定のあ った年 度の1 月31日 まで
2 「木づかい運 動」の促進	以下の取組に要す る経費 1 優れた地域材 製品等の普及・ 展開に係る経費 2 各種メディア やイベントを活 用した普及啓発 に係る経費 3 木製品の付加 価値情報の表示 手法の展開に係 る経費 4 木材利用の意 義の整理・発信 に係る経費 5 木育活動の促 進に係る経費	(略)	(略)	(略)	二	経費の 欄に掲 げる経 費の新 設又は 廃止	(略)	(略)	2 「木づかい運 動」の促進	以下の取組に要す る経費 1 優れた地域材 製品等の顕彰事 業に係る経費 2 木材利用によ る脱炭素社会の 実現に向けた国 民運動の展開に 係る経費 3 林福連携で行 う優れた地域材 製品開発等に係 る経費 (新設) (新設)	(略)	(略)	(略)	経費の 欄の1 から3 までに 掲げる 経費間 の30% を超え る増減	経費の 欄の1 から3 までに 掲げる 経費の 新設又 は廃止	(略)	(略)
V (略)									VI (略)								

1 (略)										
2 林業信用保証事業										
(1) (略)										
(2) 保証活用支援事業 (削る。)										
(削る。)										
(削る。)										
(削る。)										
(3)・(4) (略)										

1 (略)										
2 林業信用保証事業										
(1) (略)										
(2) 保証活用支援事業										
① 災害復旧支援タイプ										
② 木材安定供給支援タイプ										
③ 事業承継・創業等支援タイプ										
④ 事業再建支援タイプ										
(3)・(4) (略)										

別表2

区 分	経 費	事業 実施主体	国 庫 交 付 率	重要な変 更
				経費の配 分の変更
I <u>林業・木材産業生産基盤強化対策</u>				
1 森林整備・林業等振興整備交付金	区分の欄の1の(1)～(7)の事業を実施するのに要する次の経費 1 事業費 本要綱に基づいて <u>林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領(令和5年3月30日付け4林政経第899号)</u>		区分の欄の1の(1)～(7)のとおり	区分の欄の1の(1)～(7)における経費の皆増又

別表2

区 分	経 費	事業 実施主体	国 庫 交 付 率	重要な変 更
				経費の配 分の変更
I <u>持続的林業確立対策</u>				
1 森林整備・林業等振興整備交付金	区分の欄の1の(1)～(5)の事業を実施するのに要する次の経費 1 事業費 本要綱に基づいて <u>別表3のI</u> に掲げる事業を行うのに要する経費		区分の欄の1の(1)～(5)のとおり	区分の欄の1の(1)～(5)における経費の皆増又

	林野庁長官通知）（以下「要領」という。）別表1のIに掲げる事業を行うのに要する経費			は皆減				は皆減
	2 附帯事業費 区分の欄の1の(3)～(7)についてのみ、附帯整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等の実施に要する経費	(略)	(略)		2 附帯事業費 区分の欄の1の(4)についてのみ、附帯整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等の実施に要する経費	(略)	(略)	
(1) 間伐材生産	(1) 間伐材生産	(略)	定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする）		(1) 「 <u>路網整備に係る生産基盤強化区域の設定について</u> 」（平成30年2月1日付け29林整第713号林野庁長官通知）に定める生産基盤強化区域（以下「 <u>生産基盤強化区域</u> 」という。）内で行う不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出・集積及び積込、その他付帯施設整備（林内作業場、土場等）	(略)	定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする） <u>附帯事務費については、定額（1/2以内）</u>	
(削る。)	(2) 関連条件整備活動	(削る。)	(削る。)		(2) 関連条件整備活動（対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等）			
	(削る。)	(削る。)	(削る。)		(1) <u>生産基盤強化区域内で行う末木枝条の集材（主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。）及びそれと連携して行う人工造林</u>	都道府県、市町村、森林整備法人等及び選定経営体	定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする） <u>附帯事務費については、定額（1/2以内）</u>	
(2) 路網整備・機能強化	(1) 林業専用道（規格相当）の整備 (2) 森林作業道の整備	(略)	(1)・(2)については、定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定める		(2) <u>関連条件整備活動（対象森林の調査、森林所有者の同意取付け、鳥獣害防止施設等整備等）</u>			
					(1) <u>生産基盤強化区域内で行う林業専用道（規格相当）、森林作業道の整備</u>	(略)	(1)～(3)、(6)については、定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定	
					(2) <u>既設の林業専用道（規格相当）及び森林作業道の補強</u>			

	(3) <u>林道等の機能強化</u> (4) <u>森林作業道の機能強化</u>		ものとする) (3)～(5)については、1/2以内		(3) <u>既設の林道施設の点検診断</u> (4) <u>既設林道、既設林業専用道、既設林業専用道（規格相当）及び本事業で開設する林業専用道（規格相当）の機能強化</u> (5) <u>既設の林業専用道（規格相当）の復旧</u> (6) <u>関連条件整備活動（対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等）</u>		めるものとする) (4)及び(5)については、1/2以内 <u>附帯事務費については、定額（1/2以内）</u>
	(5) <u>林業専用道（規格相当）の復旧</u> (削る。)						
(3) <u>高性能林業機械等の整備</u>	(1)～(4) (略)	都道府県、市町村、森林整備法人等、選定経営体、 <u>新たに造林事業を開始する者及び広域利用林業機械の整備を実施するもの（林業労働力確保支援センター、森林組合連合会、都道府県知事が林野庁長官等と協議して認める団体（以下「特認団体」という。）に限る。）</u>	(1)については、 <u>定額（1/3以内）</u> ただし、(1)のうち、 <u>林業用四輪駆動ダンプトラック</u> にあつては <u>定額（1/4以内）</u> 、 <u>スイングヤーダ、ロングリーチハーベスタ、林業用資材運搬ドローン</u> 等にあつては <u>定額（4/10以内）</u> 、 <u>実践体制評価を受け認定されているなどの場合、新たに造林事業を開始する者</u> にあつては <u>定額（1/2以内）</u> (2)～(4)については、 <u>定額（1/2以内）</u>	(4) <u>高性能林業機械等の整備</u>	(1)～(4) (略)	都道府県、市町村、森林整備法人等、選定経営体及び広域利用林業機械の整備を実施するもの（ <u>林業労働力確保支援センター、森林組合連合会、都道府県知事が林野庁長官等と協議して認める団体（以下「特認団体」という。）に限る。</u> ）	(1)については、 <u>定額（1/3以内）</u> ただし、(1)のうち、 <u>林業用四輪駆動ダンプトラック</u> にあつては <u>定額（1/4以内）</u> 、 <u>スイングヤーダ、ロングリーチハーベスタ</u> 等にあつては <u>定額（4/10以内）</u> 、 <u>実践体制評価を受け認定されているなどの場合</u> にあつては <u>定額（1/2以内）</u> (2)～(4)については、 <u>定額（1/2以内）</u>
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(5) <u>コンテナ苗生産基盤施設等の整備</u>	(1) <u>低コストで安定的に供給するコンテナ苗生産基盤施設等の整備</u> (2) <u>コンテナ苗生産の分業化を推進し、効率的な生産システムの構築に資するコンテナ苗幼生産高度化施設等の整備</u>	都道府県、市町村、 <u>林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条に基づく生産事業の登録を受け</u>	<u>定額（1/2以内）</u>

							た者及びその登録を受ける見込みの者、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第9条第1項に基づく認定を受けた認定特定増殖事業者及びその認定を受ける見込みの者、その他都道府県知事等が認める団体等	
(4) 木材加工 流通施設等 の整備	1 木材加工流通施設整備 2 森林バイオマス等活用施設整備	市町村、森林組合、木材関連業者等の組織する団体及び地域材を利用する法人等	定額（1/2以内） ただし、木材集出荷用機械（原木輸送用トラック）の導入にあたっては、定額（1/3以内）	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
(5) 木質バイオマス利用 促進施設の 整備	1 未利用間伐材等活用機材整備 2 木質バイオマス供給施設整備 3 木質バイオマスエネルギー利用施設整備	都道府県、市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、PFI事業者及び民間事業者等	1については、 定額（1/2以内） 2については、 定額（1/3、15/100以内） 3については、 定額（1/3以内） ただし、2及び3については、林野庁長官が別に定める場合を除き、林野庁長官が別に定める「地域内エコシステム」の構築等に資する取組	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	

(6) 特用林産 振興施設等 の整備	特用林産物活用施設等整備	都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、地域材を利用する法人、きのこ原木等生産者及び特認団体	に位置付けられる施設並びに機械及びその附帯施設にあっては、定額(1/2、1/3以内)	定額(1/2以内)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(7) 木造公共 建築物等の 整備	木造公共施設整備	都道府県、市町村、地方公共団体が出資する法人、特別区、地方公共団体の組合その他脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令(平成22年政令第203号)第1条に規定する公共建築物の	定額(1/2以内) ただし、木造公共施設、木製外構施設等については、特にモデル性が高いもの等を除き定額(15%以内)、木質内装については定額(3.75%以内)	定額(1/2以内)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

<p>2 森林整備・林業等振興推進交付金</p> <p>(1) 森林整備地域活動支援対策</p> <p>①・②(略)</p> <p>③ 森林所有者の探索</p> <p>④ (略)</p> <p>(削る。)</p>	<p>(略)</p> <p>森林経営計画作成促進のための森林情報の収集、合意形成、既存路網の改良や森林所有者の探索及び特定、森林境界の明確化</p> <p>(削る。)</p>	<p>整備主体</p> <p>(略)</p> <p>(削る。)</p>	<p>(略)</p> <p>(削る。)</p>	<p>区分の欄の2の(1)～(5)における経費の皆増又は皆減</p>	<p>2 森林整備・林業等振興推進交付金</p> <p>(1)森林整備地域活動支援対策</p> <p>①・②(略)</p> <p>(新設)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 自立的経営活動推進</p>	<p>(略)</p> <p>森林経営計画作成促進のための森林情報の収集、合意形成、既存路網の改良や森林所有者の特定、森林境界の明確化</p> <p>地域における自伐林業グループなどによる将来的な林業経営の集約化に資する森林管理及び資源利用等の活動</p> <p>(1) 活動推進</p> <p>現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い等</p> <p>(2) 森林整備活動</p> <p>除伐、間伐・搬出等</p> <p>(3) 研修活動</p> <p>林業技術や安全対策の向上のための研修等</p> <p>(4) 森林機能強化</p> <p>歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修等</p> <p>(5) 資機材・施設の整備</p> <p>森林整備活動及び森林機能強化の実施に必要な機材、資材及び施設の購入・設置</p>	<p>(略)</p> <p>都道府県、市町村、林業者等の組織する団体</p> <p>(森林所有者、地域住民、自伐林家等を含んだ地域の実情に応じた3名以上の者で組織する将来的に自立的な林業経営を目指す活動を行う又は活動の取りまとめを行う団体)及び林業者等の組織する団体の所属員で都道府県知事が認める者</p>	<p>(略)</p> <p>定額、1/2、1/3 以内</p> <p>(略)</p>	<p>区分の欄の2の(1)～(6)における経費の皆増又は皆減</p>
<p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>		
<p>(4) 林業の多様な担い手の育成</p>	<p>選定経営体を育成・確保するための、出荷ロットの大規模化など販売力強化の取組、行動規範等の策定、生産管理</p>	<p>都道府県、市町村、国立大学法人、選定経営体</p>	<p>(略)</p>	<p>(5) マーケティング力ある林業担い</p>	<p>選定経営体を育成・確保するための、出荷ロットの大規模化など販売力強化の取組、行動規範等の策定、生産管理</p>	<p>都道府県、市町村、国立大学法人、選定経営体</p>	<p>(略)</p>		

<p>① <u>持続的な林業経営の確立</u></p> <p>② <u>出荷ロットの大規模化等の推進</u></p> <p>③ <u>人材の確保・育成・定着</u></p> <p>④ <u>新たに造林事業を開始する者等の育成</u></p> <p>⑤ <u>労働安全の確保</u></p> <p>⑥ <u>特用林産物の担い手の育成</u></p>	<p>による工程管理改善、林業経営体の雇用の改善・事業の合理化、森林施業プランナー育成研修、<u>造林事業を開始又は自伐型林業等の推進のための必要な研修及び資機材の整備、林業労働災害防止のための研修、特用林産物の生産技術向上やきのこ原木等生産資材の生産に必要な林業技術習得のための研修</u>等</p>	<p><u>森林組合、森林組合連合会、林業労働力確保支援センター、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、新たに造林事業を開始する者、林業者等の組織する団体、林業者等の組織する団体の所属員で都道府県知事が認める者、林業・木材製造業労働災害防止協会の都道府県支部及び地域協議会（林野庁長官が別に定める要件を満たす協議会をいう。）等</u></p>	<p><u>手の育成</u></p> <p>① <u>出荷ロットの大規模化等の推進</u></p> <p>② <u>持続的な林業経営の確立</u></p> <p>③ <u>人材の確保・育成・定着</u></p> <p>(新設)</p> <p>④ <u>労働安全の確保</u></p> <p>(新設)</p>	<p>による工程管理改善、林業経営体の雇用の改善・事業の合理化、森林施業プランナー育成研修、林業労働災害防止のための研修等</p>	<p>森林組合連合会、林業労働力確保支援センター、林業・木材製造業労働災害防止協会の都道府県支部及び地域協議会（林野庁長官が別に定める要件を満たす協議会をいう。）等</p>	<p>(5) 林業経営体育成対策（林業機械リース支援）</p>	<p>林業機械導入</p>	<p>都道府県、市町村、森林整備法人等、選定経営体、<u>新たに造林事業を開始する者及び再貸付けを実施するもの</u>（林業労働力確保支援センタ</p>	<p>(略)</p>	<p>(6) 林業経営体育成対策（林業機械リース支援）</p>	<p>林業機械導入</p>	<p>都道府県、市町村、森林整備法人等、選定経営体及び再貸付けを実施するもの（林業労働力確保支援センター、森林組合連合会、特認団体</p>	<p>(略)</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------	---------------	------------------------------------------------------------------------------	------------	---------------------------------	---------------	-----------------------------------------------------------------------	------------

		一、森林組合連 合会、特認団体 に限る。)							
II <u>再造林低コスト化促進対策</u>					II <u>木材産業等競争力強化対策</u>				
1 森林整備・林業等振興整備交付金	区分の欄の1の(1)・(2)の事業を実施するのに要する次の経費		区分の欄の1の(1)・(2)の(1)・(2)のとおり	区分の欄の1の(1)・(2)における経費の皆増又は皆減	1 森林整備・林業等振興整備交付金	区分の欄の1の(1)～(4)の事業を実施するのに要する次の経費		区分の欄の1の(1)～(4)のとおり	区分の欄の1の(1)～(4)における経費の皆増又は皆減
	1 事業費 本要綱に基づいて要領別表1のIIに掲げる事業を行うのに要する経費		区分の欄の1の(1)・(2)のとおり		1 事業費 実施要綱に基づいて別表3のIIに掲げる事業を行うのに要する経費		区分の欄の1の(1)～(4)のとおり		
	2 附帯事業費 区分の欄の1の(2)についてのみ、施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等の実施に要する経費		(略)		2 附帯事業費 施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等の実施に要する経費		(略)		
	3 (略)		(略)		3 (略)		(略)		
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)		(1) <u>木材加工流通施設等の整備</u>	1 <u>木材加工流通施設整備</u> 2 <u>森林バイオマス等活用施設整備</u>	市町村、森林組合、木材関連業者等の組織する団体及び地域材を利用する法人等	定額 (1/2以内)	
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)		(2) <u>木質バイオマス利用促進施設の整備</u>	1 <u>未利用間伐材等活用機材整備</u> 2 <u>木質バイオマス供給施設整備</u> 3 <u>木質バイオマスエネルギー利用施設整備</u>	都道府県、市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、P F	1については、 定額 (1/2以内) 2については、 定額 (1/3、15/100以内) 3については、	

						I 事業者及び民間事業者等	定額（1/3以内） ただし、2及び3については、林野庁長官が別に定める場合を除き、林野庁長官が別に定める「地域内エコシステム」の構築等に資する取組に位置付けられる施設並びに機械及びその附帯施設にあっては、定額（1/2、1/3以内）
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(3) 特用林産振興施設等の整備	特用林産物活用施設等整備	都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、地域材を利用する法人及び特認団体	定額（1/2以内）
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(4) 木造公共建築物等の整備	木造公共施設整備	都道府県、市町村、地方公共団体が出資する法人、特別区、地方公共団体の組合その他脱炭素社会の実現に資する等のための建築物	定額（1/2以内） ただし、木造公共施設、木製外構施設等については、特にモデル性が高いもの等を除き定額（15%以内）、木質内装については

							等における木材 の利用の促進に 関する法律施行 令(平成22年政令 第203号)第1条 に規定する公共 建築物の整備主 体	定額(3.75%以内)	
(1) 低コスト 再造林対策	(1) 低コスト造林の支援 (2) 機械器具の整備 (3) 関連条件整備活動	都道府県、市町 村、森林整備法 人等及び選定経 営体、森林所有 者	定額(1/2、2/3以 内)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(2) コンテナ 苗生産基盤 施設等の整 備	(1) コンテナ苗生産基盤施設等 (2) コンテナ苗幼苗生産高度化施設等 (3) 普通苗生産基盤施設等	都道府県、市町 村、林業種苗法 (昭和45年法律 第89号)第10条 に基づく生産事 業の登録を受け た者及びその登 録を受ける見込 みの者、森林の 間伐等の実施の 促進に関する特 別措置法(平成 20年法律第32 号)第9条第1 項に基づく認定 を受けた認定特 定増殖事業者及 びその認定を受 ける見込みの 者、その他都道 府県知事等が認 める団体等	定額(1/2以内)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(削る。)

Ⅲ 林業成長産業
化地域創出モデ
ル事業

1 森林整備・林
業等振興整備交
付金

(1) 資源高度利
用型施業
費

区分の欄のⅠの1の(2)における経
費

区分の欄のⅠ
の1の(2)にお
ける事業実施主
体

区分の欄のⅠの
1の(2)における
国庫交付率

区分の欄
の1の
(1)～
(8)に
おける経
費の皆増
又は皆減

(2) 路網整備・
機能強化対
策
費

区分の欄のⅠの1の(3)における経
費

区分の欄のⅠ
の1の(3)にお
ける事業実施主
体

区分の欄のⅠの
1の(3)における
国庫交付率

(3) 高性能林業
機械等の整
備
費

区分の欄のⅠの1の(4)における経
費

区分の欄のⅠ
の1の(4)にお
ける事業実施主
体

区分の欄のⅠの
1の(4)における
国庫交付率

(4) コンテナ
苗生産基盤施設
等の整備
費

区分の欄のⅠの1の(5)における経
費

区分の欄のⅠ
の1の(5)にお
ける事業実施主
体

区分の欄のⅠの
1の(5)における
国庫交付率

(5) 木材加工流
通施設等の
整備
費

区分の欄のⅡの1の(1)における経
費

区分の欄のⅡ
の1の(1)にお
ける事業実施主
体

区分の欄のⅡの
1の(1)における
国庫交付率

(6) 木質バイオ
マス利用促
進施設の整
備
費

区分の欄のⅡの1の(2)における経
費

区分の欄のⅡ
の1の(2)にお
ける事業実施主
体

区分の欄のⅡの
1の(2)における
国庫交付率

(7) 特用林産振

区分の欄のⅡの1の(3)における経

区分の欄のⅡ

区分の欄のⅡの

					興施設等の整備	費	の1の(3)における事業実施主体	1の(3)における国庫交付率	
					(8) 木造公共建築物等の整備	費	区分の欄のIIの1の(4)における事業実施主体	区分の欄のIIの1の(4)における国庫交付率	
					2 森林整備・林業等振興推進交付金	経費	本要綱に基づいて行う事業に要する	都道府県、市町村及び流域森林・林業活性化センター、その他都道府県知事等が認めるもの	区分の欄の2の(1)における経費の増又は皆減
					(1) 先進的モデル提案事業	経費		定額(10/10以内)	

(削る。)

別表3

I 持続的林業確立対策

事業種目	工種又は施設区分①	工種又は施設区分②	工種又は施設区分③	工種又は施設区分④	呼称単位	
					A	B
01 間伐材生産	間伐材生産	不用木の除去(侵入竹を含む。)、不良木の淘汰(育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。)、支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出・集積及び積込、その他付帯施設整備			箇所	ha

	<u>関連条件整備活動</u>	<u>対象森林の調査</u> <u>森林所有者の同意取付け</u> <u>森林作業道の整備</u> <u>鳥獣害防止施設</u> <u>その他</u>		<u>※具体名</u>	<u>箇所</u> <u>箇所</u> <u>路線</u>	<u>ha</u> <u>ha</u> <u>m</u> <u>式</u> <u>二</u>
02 資源高度利用型施業	<u>資源高度利用型施業</u>	<u>末木枝条の集材（主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。）</u> 、 <u>地拵、植栽、苗木運搬</u>			<u>箇所</u>	<u>ha</u>
	<u>関連条件整備活動</u>	<u>対象森林の調査</u> <u>森林所有者の同意取付け</u> <u>森林作業道の整備</u> <u>鳥獣害防止施設</u> <u>その他</u>		<u>※具体名</u>	<u>箇所</u> <u>箇所</u> <u>路線</u>	<u>ha</u> <u>ha</u> <u>m</u> <u>式</u> <u>二</u>
03 路網整備・機能強化対策	<u>林業専用道（規格相当）整備</u>	<u>作設</u>	<u>土工</u> <u>路盤工</u> <u>擁壁工</u> <u>法面保護工</u> <u>排水施設工</u> <u>その他</u>		<u>路線</u>	<u>m</u>
		<u>補強</u>	<u>土工</u> <u>路体強化</u> <u>法面強化</u> <u>擁壁工</u> <u>排水施設工</u> <u>幅員拡張</u> <u>その他</u>		<u>箇所</u>	<u>m</u>
		<u>点検診断</u> <u>調査設計</u> <u>現場技術業務委託費</u> <u>その他</u>		<u>※具体名</u>	<u>箇所</u>	<u>m</u> <u>式</u> <u>式</u> <u>二</u>

	関連条件整備活動（林道専用道（規格相当）整備と一体的に実施）	対象森林の調査 森林所有者の同意取付け その他	※具体名	箇所 箇所	ha ha
森林作業道整備	作設	土工 擁壁工 排水施設工 その他		路線	m
	補強	土工 路体強化 法面強化 擁壁工 排水施設工 幅員拡張 その他	※具体名	箇所	m
	関連条件整備活動（森林作業道整備と一体的に実施）	対象森林の調査 森林所有者の同意取付け その他	※具体名	箇所 箇所	ha ha 二
機能強化対策	機能強化（単独型）	橋りょう改良 局部改良 雪害対策 ずい道改良 幅員拡張 のり面保全 交通安全施設 舗装及び路面工		橋 箇所 箇所 本 箇所 箇所 箇所 箇所 路線	m m m m m m ² m m m
	調査設計 現場技術業務委託費 その他		※具体名		式 式 二
	関連条件整備活動（機能強化と一体的に実施）	対象森林の調査 森林所有者の同意取付け	※具体名	箇所 箇所	ha ha 二

			その他		
		機能強化（一体型）	防護施設 交通安全施設 その他	※具体名	箇所 箇所 m m 二 式 式 二
		調査設計 現場技術業務委託費 その他		※具体名	
		関連条件整備活動（機能強化と一体的に実施）	対象森林の調査 森林所有者の同意取付け その他	※具体名	箇所 箇所 ha ha 二
		林業専用道（規格相当）復旧	路体、法面、擁壁、排水施設、附帯施設等の復旧 調査設計 現場技術業務委託費 その他	※具体名	箇所 m 式 式 二
		関連条件整備活動（林業専用道（規格相当）復旧と一体的に実施）	対象森林の調査 森林所有者の同意取付け その他	※具体名	箇所 箇所 ha ha 二
高性能林業機械等の整備のうち 04 林業機械作業システム整備	林業機械導入【造林保育型】	高性能林業機械等	下刈り作業車 その他	※具体名	台 二
		広域利用林業機械	下刈り作業車 その他	※具体名	台 二
		単独・広域併用機械	下刈り作業車 その他	※具体名	台 二
	林業機械導入【素材生産型】	高性能林業機械等	ハーベスタ ロングリーチハーベスタ フェラーバンチャ フェリングヘッド付き フォーク収納型グラブ ブルバケット プロセッサ タワーヤーダ		台 台 台 台 台 台 台 台

		<u>スイングヤーダ</u> <u>グラップルソー</u> <u>フォーク収納型グラップル</u> <u>パケット</u> <u>ロングリーチグラップル</u> <u>フォワード</u> <u>架線式グラップルと油</u> <u>圧集材機とを組み合わせた</u> <u>システム</u> <u>林業用四輪駆動ダンプ</u> <u>トラック</u> <u>搬器</u> <u>集材機</u> <u>機械保管倉庫</u> <u>その他</u>	※具体名	棟	台 台 台 式 台 台 ² m 二
	広域利用林業機械	<u>ハーベスタ</u> <u>ロングリーチハーベスタ</u> <u>フェラーバンチャ</u> <u>フェリングヘッド付き</u> <u>フォーク収納型グラップル</u> <u>パケット</u> <u>プロセッサ</u> <u>タワーヤーダ</u> <u>スイングヤーダ</u> <u>グラップルソー</u> <u>フォーク収納型グラップル</u> <u>パケット</u> <u>ロングリーチグラップル</u> <u>フォワード</u> <u>架線式グラップルと油</u> <u>圧集材機とを組み合わせた</u> <u>システム</u> <u>林業用四輪駆動ダンプ</u> <u>トラック</u> <u>搬器</u>		棟	台 台 台 台 台 式 台 台 台 式 台 台 ² m

			集材機 機械保管倉庫 その他	※具体名		二
		単独・広域併用機械	ハーベスタ ロングリーチハーベスタ フェラーバンチャ フェリングヘッド付き フォーク収納型グラブ ブルバケット プロセッサ タワーヤーダ スイングヤーダ グラップルソー フォーク収納型グラブ ブルバケット ロングリーチグラブ ル フォワーダ 架線式グラップルと油 圧集材機とを組み合わ せたシステム 林業用四輪駆動ダンブ トラック 搬器 集材機 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 式 台 台 m ² 二
高性能林業機械等の整備のうち05効率化施設整備	効率化作業基地整備	作業ポイント			箇所	m ²
	林業生産施設	林業生産施設装置	剥皮施設 焼却炉 山元貯木場管理棟 山元貯木場整備新設 山元貯木場増設 山元貯木場改良・舗装 その他	※具体名	棟 箇所 箇所 箇所	式 基 m ² m ² m ² m ² 二

高性能林業機械等の整備のうち 06活動拠点施設整備	林業情報処理施設	情報処理機械施設	森林GIS その他	※具体名		式 二
07コンテナ苗生産基盤施設等整備	コンテナ苗生産基盤施設等	コンテナ苗生産施設装置等	育苗施設 収納台 散水装置 散水タンク 苗木保冷库 その他	※具体名	棟 棟	㎡ 台 式 台 ㎡ 二
		コンテナ苗生産機械器具	培土攪拌機 培土圧入機 苗抜取機 抜取機移動台車 種子選別機 その他	※具体名		台 台 台 台 二
		コンテナ苗生産資材	コンテナ容器 培地 肥料 その他	※具体名		個 L L 二
	コンテナ苗幼苗生産高度化施設等	幼苗生産施設装置等	幼苗育成施設 収納台 散水装置 散水タンク 環境制御室 その他	※具体名	棟 棟	㎡ 台 式 台 ㎡ 二
		幼苗生産機械器具	培土攪拌機 種子選別機 播種機 その他	※具体名		台 台 台 二
		幼苗生産資材	幼苗育成容器			個

			培地 その他	※具体名		L 二
--	--	--	-----------	------	--	--------

II 木材産業等競争力強化対策

事業種目	工種又は 施設区分①	工種又は 施設区分②	工種又は 施設区分③	工種又は 施設区分 ④	呼称単位	
					A	B
木材加工 流通施設 等の整備 のうち 01 木材加 工流通施 設整備	木材処理加工 施設	木材製材施設装置	帯鋸盤 丸鋸盤 鋸仕上機械 選別機 チッパー チップ吹上装置 集じん装置 木材乾燥機 防虫・防腐施設 焼却炉 剥皮施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 リングバーカ ツインバンドソー ギャングリッパー 上記機械装置で省人化・省 力化（以下「省力化等」と いう。）に資するもの その他		棟 棟 棟 箇所 箇所 箇所	台 台 台 台 式 式 基 式 基 式 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ 台 台 台 二 二
		集成材加工施設装置	(注) 木材製材施設装置の			

	<u>ほか</u> <u>木工鋸盤</u> <u>かな盤</u> <u>木工フライス盤</u> <u>ほぞ取り盤</u> <u>木工せん孔盤</u> <u>木工旋盤</u> <u>サンダー</u> <u>木工工具研削盤</u> <u>ジョイント</u> <u>接着機械</u> <u>上記機械装置で省力化等に資するもの</u> <u>その他</u>			台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 二 二
<u>合・単板加工施設装置</u>	<u>(注) 木材製材施設装置の</u> <u>ほか</u> <u>単板製造機械</u> <u>単板乾燥装置</u> <u>調板機械</u> <u>接着機械</u> <u>合板仕上・処理機械</u> <u>ロータリーレース</u> <u>ドライヤー</u> <u>上記機械装置で省力化等に資するもの</u> <u>その他</u>			式 式 式 式 式 台 台 二 二
<u>プレカット加工施設装置</u>	<u>(注) 木材製材施設装置の</u> <u>ほか</u> <u>柱加工機</u> <u>横架材加工機</u> <u>仕口加工機</u> <u>クロスカットソー</u> <u>加工盤反転装置</u> <u>角のみ盤</u> <u>上記機械装置で省力化等に資するもの</u> <u>その他</u>			台 台 台 台 台 台 二 二

チップ加工施設装置	<u>選別機</u> <u>剥皮施設</u> <u>チップパー</u> <u>チップ吹上装置</u> <u>集じん装置</u> <u>チップスクリーン</u> <u>研磨機</u> <u>作業用建物</u> <u>チップサイロ</u> <u>管理棟</u> <u>貯木場整備新設</u> <u>貯木場整備増設</u> <u>貯木場改良・舗装</u> <u>上記機械装置で省力化等に資するもの</u> <u>その他</u>	※ <u>具体名</u> ※ <u>具体名</u>	棟 棟 棟 箇所 箇所 箇所	台 式 台 式 式 台 台 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ 二 二
木材加工施設装置	<u>(注) 木材製材施設装置のほか</u> <u>木工鋸盤</u> <u>かんな盤</u> <u>木工フライス盤</u> <u>ほぞ取り盤</u> <u>木工せん孔盤</u> <u>サンダー</u> <u>丸棒加工機</u> <u>木工工具研削盤</u> <u>ジョイナー</u> <u>接着機械</u> <u>上記機械装置で省力化等に資するもの</u> <u>その他</u>	※ <u>具体名</u> ※ <u>具体名</u>		台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 二 二
木材材質高度化施設装置	<u>木材乾燥機</u> <u>防虫・防腐施設</u> <u>作業用建物</u> <u>製品保管倉庫</u> <u>管理棟</u> <u>上記機械装置で省力化等</u>	※ <u>具体名</u>	棟 棟 棟	基 式 ㎡ ㎡ ㎡ 二

	<u>に資するもの</u> <u>その他</u>	<u>※具体名</u>		二
<u>丸棒加工施設装置</u>	(注) 木材製材施設装置の ほか <u>丸棒加工機</u> <u>上記機械装置で省力化等</u> <u>に資するもの</u> <u>その他</u>	<u>※具体名</u> <u>※具体名</u>		台 二 二
<u>杭加工施設装置</u>	(注) 木材製材施設装置の ほか <u>杭加工機</u> <u>結束機</u> <u>上記機械装置で省力化等</u> <u>に資するもの</u> <u>その他</u>	<u>※具体名</u> <u>※具体名</u>		台 台 二 二
<u>木材処理加工用機械</u>	<u>ログローダ</u> <u>フォークリフト</u> <u>クレーン</u> <u>ホイールクレーン</u> <u>機械保管倉庫</u> <u>上記機械装置で省力化等</u> <u>に資するもの</u> <u>その他</u>	<u>※具体名</u> <u>※具体名</u>	棟	台 台 台 台 m ² 二 二
<u>品質向上・物流拠点施設装置</u>	<u>木材乾燥機</u> <u>木質資源利用ボイラー施設</u> <u>木質バイオマス発電施設</u> (注2) <u>モルダラー</u> <u>グレーディングマシン</u> <u>含水率計(設置型)</u> <u>マーキング装置</u> <u>自動製品選別装置</u> <u>作業用建物</u> <u>管理棟</u> <u>製品保管・配送施設</u> <u>上記機械装置で省力化等</u>	<u>※具体名</u> <u>※具体名</u>	棟 棟 棟	基 式 式 台 台 台 台 台 台 m ² m ² m ² 二 二

		に資するもの その他			
新しい木材活用のため の加工供給施設装置		グレーディングマシン 含水率計（設置型） モルダー マーキング装置 木材強度性能等計測装置 自動製品選別装置 木材注薬等処理施設 木材乾燥機 木質資源利用ボイラー施設 作業用建物 製品保管・配送施設 管理棟 上記機械装置で省力化等 に資するもの その他	※具体名 ※具体名	棟 棟 棟	台 台 台 台 式 台 式 基 式 ㎡ ㎡ ㎡ 二 二
直交集成板加工施設装置		（注）木材製材施設装置のほか 木工鋸盤 かんな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 木工旋盤 サンダー 木工工具研削盤 ジョインター 接着機械 プレス 上記機械装置で省力化等 に資するもの その他	※具体名 ※具体名		台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 二 二
木材集出荷販売施設	木材集出荷販売施設装置	剥皮施設 焼却炉 選別機			式 基 台

			<u>結束機</u> <u>販売用建物</u> <u>管理棟</u> <u>配送センター</u> <u>電算処理施設</u> <u>展示販売用建物</u> <u>貯木場整備新設</u> <u>貯木場増設</u> <u>貯木場改良・舗装</u> <u>チップヤード整備新設</u> <u>チップヤード増設</u> <u>チップヤード改良・舗装</u> <u>上記機械装置で省力化等に資するもの</u> <u>その他</u>	※ <u>具体名</u> ※ <u>具体名</u>	棟 棟 棟 棟 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所	台 m ² m ² m ² 式 m ² m ² m ² m ² m ² m ² m ² 二 二
		<u>木材集出荷用機械</u>	<u>ログローダ</u> <u>フォークリフト</u> <u>ホイールクレーン</u> <u>グラブブルクレーン</u> <u>ショベルローダ</u> <u>機械保管倉庫</u> <u>上記機械装置で省力化等に資するもの</u> <u>その他</u>	※ <u>具体名</u> ※ <u>具体名</u>	棟	台 台 台 台 台 m ² 二 二
<u>木材加工</u> <u>流通施設</u> <u>等の整備</u> <u>のうち</u> <u>02森林バ</u> <u>イオマス</u> <u>等活用施</u> <u>設整備</u>	<u>森林バイオマ</u> <u>ス再利用促進</u> <u>施設</u>	<u>森林バイオマス加工施</u> <u>設装置</u>	<u>帯鋸盤</u> <u>丸鋸盤</u> <u>鋸仕上機械</u> <u>選別機</u> <u>チップパー</u> <u>チップ吹上装置</u> <u>集じん装置</u> <u>木材乾燥機</u> <u>防虫・防腐施設</u> <u>焼却炉</u> <u>剥皮施設</u> <u>作業用建物</u> <u>製品保管倉庫</u>		棟 棟	台 台 台 台 式 式 基 式 基 式 m ² m ²

		管理棟 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 木材等成分抽出機 凝縮機 冷却機 成型施設 計量・梱包装置 原料貯蔵庫 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名	棟 箇所 箇所 箇所 棟	m ² m ² m ² m ² 式 式 式 式 台 台 m ² 二 二
	<u>森林資源再処理施設装置</u>	(注) 森林バイオマス加工施設装置のほか 炭化施設 オガ粉製造施設 有機質肥料生産施設 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名		式 式 式 二 二
	<u>森林バイオマス再利用促進用機械</u>	ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名	棟	台 台 台 台 m ² 二 二
	<u>木質エネルギー等利用促進施設</u>	<u>木質エネルギー等利用促進施設装置</u> (注) 森林バイオマス加工施設装置のほか 木質バイオマス発電施設 (注1) 木質資源利用ボイラー施設 木質燃料製造施設 小規模水力発電施設	※具体名		式 式 式 式 二

			<u>接着装置</u> <u>切断機</u> <u>成型施設</u> <u>サンダー</u> <u>集じん装置</u> <u>作業用建物</u> <u>製品保管倉庫</u> <u>管理棟</u> <u>貯木場</u> <u>その他</u>	※ <u>具体名</u>	棟 棟 棟 箇所	台 台 式 台 式 m ² m ² m ² m ² 二
		<u>木質バイオマスエネルギー供給用機械</u>	<u>燃料配送車</u> <u>ログローダ</u> <u>フォークリフト</u> <u>クレーン</u> <u>ホイールクレーン</u> <u>機械保管倉庫</u> <u>その他</u>	※ <u>具体名</u>	棟	台 台 台 台 台 m ² 二
<u>木質バイオマス利用促進施設の整備のうち</u> <u>05木質バイオマスエネルギー利用施設整備</u>	<u>木質バイオマスエネルギー利用施設</u>	<u>木質バイオマスエネルギー利用施設装置</u>	<u>燃料貯蔵庫</u> <u>燃料投入施設</u> <u>木質資源利用ボイラー</u> <u>木質バイオマス発電施設</u> <u>(注2)</u> <u>ベレットストーブ</u> <u>受電施設</u> <u>吸収冷凍機</u> <u>熱交換器</u> <u>熱利用配管</u> <u>管理棟</u> <u>作業用建物</u> <u>その他</u>	※ <u>具体名</u>	棟 棟 棟	m ² 式 台 式 台 式 式 式 式 式 式 m ² m ² 二
<u>特用林産振興施設等の整備</u> <u>06特用林産物活用施設等整備</u>	<u>特用林産物生産基盤整備</u>	<u>特用樹林造成</u>	<u>新植</u> <u>改良</u> <u>補植</u> <u>保育</u> <u>その他</u>	※ <u>具体名</u>		ha ha ha ha 二
		<u>山菜・薬草等造成</u>	<u>発生環境整備</u>			ha

					備		栽培地造成		m ²	
							その他	※具体名	二	
						作業道等整備	作業道開設		路線	m
							作業道改良		路線	箇所・
			モノレール		m					
			その他	※具体名	二					
	ほだ場等造成	ほだ場造成		箇所	m ²					
		給排水施設			式					
		その他	※具体名		二					
特用林産物生産施設	特用林産物生産施設装置	選別機		箇所	台					
		浸水槽		棟	基					
		人工ほだ場			m ²					
		フレーム			m ²					
		加温機			台					
		乾燥機			台					
		冷蔵施設			式					
		給水施設			式					
		懸垂式栽培装置			式					
		植菌機			台					
		チッパー			台					
		かくはん機			台					
		ボイラー			台					
		殺菌装置			式					
		菌床製造装置			式					
		充てん機			台					
		接種機			台					
		菌掻機			台					
		包装機			台					
		炭化施設			式					
		製品保管倉庫		棟	m ²					
		作業用建物		棟	m ²					
		培養用建物		棟	m ²					
		発生用建物		棟	m ²					
		資材保管倉庫		棟	m ²					
		焼却炉			基					
		育苗施設		棟	m ²					

			<u>切断機</u> <u>竹割機</u> <u>結束機</u> <u>竹粉製造機</u> <u>爆砕装置</u> <u>乾燥施設</u> <u>その他</u>	※ <u>具体名</u>		台 台 台 台 式 式 二
		<u>特用林産物生産用機械</u>	<u>林内作業車</u> <u>フォークリフト</u> <u>ホイールローダー</u> <u>モノレール</u> <u>生鮮物運搬車</u> <u>機械保管倉庫</u> <u>その他</u>	※ <u>具体名</u>	基 棟	台 台 台 m 台 m ² 二
	<u>特用林産物加工流通施設</u>	<u>特用林産物加工・貯蔵施設装置</u>	<u>選別機</u> <u>包装機</u> <u>乾燥機</u> <u>スライサー</u> <u>ボイラー</u> <u>殺菌装置</u> <u>特用林産物加工用機器</u> <u>自動昇降機</u> <u>給水施設</u> <u>冷蔵施設</u> <u>作業用建物</u> <u>製品保管倉庫</u> <u>資材保管倉庫</u> <u>乾燥用建物</u> <u>管理棟</u> <u>帯鋸盤</u> <u>丸鋸盤</u> <u>鋸仕上機械</u> <u>チップパー</u> <u>チップ吹上装置</u> <u>集じん装置</u> <u>焼却炉</u> <u>乾燥施設</u>		棟 棟 棟 棟	台 台 台 台 式 式 式 式 式 式 m ² m ² m ² m ² m ² m ² 台 台 台 式 式 基 式

			<u>木工鋸盤</u> <u>かんな盤</u> <u>木工フライス盤</u> <u>ほぞ取り盤</u> <u>木工せん孔盤</u> <u>サンダー</u> <u>木工工具研削盤</u> <u>ジョインター</u> <u>接着装置</u> <u>切断機</u> <u>竹割盤</u> <u>結束機</u> <u>竹粉製造機</u> <u>成型施設</u> <u>有機肥料生産施設</u> <u>爆砕装置</u> <u>その他</u>	※ <u>具体名</u>		台 台 台 台 台 台 台 台 台 式 式 式 式 二
	<u>特用林産物集出荷・販売施設装置</u>		<u>乾燥機</u> <u>包装機</u> <u>冷蔵施設</u> <u>販売用建物</u> <u>製品保管倉庫</u> <u>資材保管倉庫</u> <u>管理棟</u> <u>電算処理施設</u> <u>展示販売用建物</u> <u>その他</u>	※ <u>具体名</u>	棟 棟 棟 棟 棟	台 台 式 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ 式 ㎡ 二
	<u>特用林産物加工流通用機械</u>		<u>フォークリフト</u> <u>生鮮物輸送車</u> <u>機械保管倉庫</u> <u>その他</u>	※ <u>具体名</u>	棟	台 台 ㎡ 二
	<u>廃床等活用施設</u>	<u>廃床等活用施設装置</u>	<u>作業用建物</u> <u>製品保管倉庫</u> <u>管理用建物</u> <u>発酵・醸成槽</u> <u>送風装置</u> <u>資材保管倉庫</u>		棟 棟 棟 基 基 棟	㎡ ㎡ ㎡ ㎡ 基 ㎡

			袋詰機 その他	※具体名		基 二
		廃床等活用機械	フォークリフト ホイールローダー 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 ㎡ 二
	特用林産物獣 害対策施設	特用林産物防護施設装 置	防護柵 防護用爆音装置 その他	※具体名		㎡ 式 二
木造公共 建築物等 の整備 07木造公 共施設整 備	公共施設	木造公共施設 木質内装 木製外構施設 附帯施設			棟 基	㎡ ㎡

注1：出力1万kW以上の発電施設への供給を主な目的とする施設を除く。

注2：「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）第9条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定の対象となる発電施設本体を除く。

III 林業成長産業化地域創出モデル事業

事業種目	工種又は 施設区分①	工種又は 施設区分②	工種又は 施設区分③	工種又は 施設区分④	呼称単位	
					A	B
Iの事業種目の 欄の02～07及び IIの事業種目の 欄の01～07	Iの事業種目の 欄の02～07及び IIの事業種目の 欄の01～07の工 種又は施設区分 ①	Iの事業種目の 欄の02～07及び IIの事業種目の 欄の01～07の工 種又は施設区分 ②	Iの事業種目の 欄の02～07及び IIの事業種目の 欄の01～07の工 種又は施設区分 ③	Iの事業種目の 欄の02～07及び IIの事業種目の 欄の01～07の工 種又は施設区分 ④	Iの事業種 目の欄の02 ～07及びII の事業種目 の欄の01～ 07の呼称単 位	

別記様式第1号-1（第5関係）

別記様式第1号-1（第5関係）

〇〇年度 林業・木材産業循環成長対策 交付申請書

(略)

〇〇年度 林業・木材産業成長産業化促進対策 交付申請書

(略)

様式 I - 1

〇〇年度 林業・木材産業循環成長対策 の内容及び経費の配分総括表
 成績書
 ※ 該当する報告書名を記載

(単位:円)

区 分	事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	交付金事業に 要する経費 (A)+(B)	経 費 内 訳				備 考
			交付金 (A)	都道府県負担 金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	
森林整備・林業等振興整備交付金							
森林整備・林業等振興推進交付金							
合 計							

(注) 様式 I - 1 - アを添付すること。

様式 I - 1

〇〇年度 林業・木材産業成長産業化促進対策 の内容及び経費の配分総括表
 成績書
 ※ 該当する報告書名を記載

(単位:円)

区 分	事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	交付金事業に 要する経費 (A)+(B)	経 費 内 訳				備 考
			交付金 (A)	都道府県負担 金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	
森林整備・林業等振興整備交付金							
森林整備・林業等振興推進交付金							
合 計							

(注) 様式 I - 1 - アを添付すること。林業成長産業化地域創出モデル事業を実施する場合には、様式 I - 1 - イも添付すること。

様式 I - 1 - ア

〇〇年度 林業・木材産業生産基盤強化対策・再造林低コスト化促進対策 の内容及び経費の配分総括表
 成績書
 ※ 該当する報告書名を記載

(単位:円)

区 分	事業費	(略)	(略)	備 考

様式 I - 1 - ア

〇〇年度 持続的林業確立対策・木材産業等競争力強化対策 の内容及び経費の配分総括表
 成績書
 ※ 該当する報告書名を記載

(単位:円)

区 分	事業費	(略)	(略)	備 考

		交付率	(A)+(B)+(C)+(D)		
事業費	間伐材生産				
	(削る。)				
	路網整備・機能強化				
	高性能林業機械等の整備				
	(削る。)				
	木材加工流通施設等の整備				
	木質バイオマス利用促進施設の整備				
	特用林産振興施設等の整備				
	木造公共建築物等の整備				
	低コスト再造林対策				
	コンテナ苗生産基盤施設等の整備				
	小計				
森林整備・林業等振興整備交付金	間伐材生産				
	(削る。)				
	路網整備・機能強化				
	高性能林業機械等の整備				
	(削る。)				
	木材加工流通施設等の整備				
	木質バイオマス利用促進施設の整備				
	特用林産振興施設等の整備				
	木造公共建築物等の整備				
	低コスト再造林対策				
	コンテナ苗生産基盤施設等の整備				
	小計				
総事業費	間伐材生産				
	(削る。)				
	路網整備・機能強化				
	高性能林業機械等の整備				
	(削る。)				
	木材加工流通施設等の整備				
	木質バイオマス利用促進施設の整備				
	特用林産振興施設等の整備				
	木造公共建築物等の整備				
	低コスト再造林対策				
	コンテナ苗生産基盤施設等の整備				
	計				
森林整備	森林整備地域活動支援対策				
	(削る。)				

		交付率	(A)+(B)+(C)+(D)		
事業費	間伐材生産				
	資源高度利用型施業				
	路網整備・機能強化対策				
	高性能林業機械等の整備				
	コンテナ苗生産基盤施設等の整備				
	木材加工流通施設等の整備				
	木質バイオマス利用促進施設の整備				
	特用林産振興施設等の整備				
	木造公共建築物等の整備				
	(新設)				
	(新設)				
	小計				
森林整備・林業等振興整備交付金	間伐材生産				
	資源高度利用型施業				
	路網整備・機能強化対策				
	高性能林業機械等の整備				
	コンテナ苗生産基盤施設等の整備				
	木材加工流通施設等の整備				
	木質バイオマス利用促進施設の整備				
	特用林産振興施設等の整備				
	木造公共建築物等の整備				
	(新設)				
	(新設)				
	小計				
総事業費	間伐材生産				
	資源高度利用型施業				
	路網整備・機能強化対策				
	高性能林業機械等の整備				
	コンテナ苗生産基盤施設等の整備				
	木材加工流通施設等の整備				
	木質バイオマス利用促進施設の整備				
	特用林産振興施設等の整備				
	木造公共建築物等の整備				
	(新設)				
	(新設)				
	計				
森林整備	森林整備地域活動支援対策				
森林整備	自立的経営活動推進				

山村地域の防災・減災対策					
森林資源保全対策					
林業の多様な担い手の育成					
林業経営体育成対策（林業機械リース支援）					
計					
合 計					
うち	森林整備・林業等振興整備交付金				
地域振興分	森林整備・林業等振興推進交付金				

(注) (略)

山村地域の防災・減災対策					
森林資源保全対策					
マーケティング力のある林業担い手の育成					
林業経営体育成対策（林業機械リース支援）					
計					
合 計					
うち	森林整備・林業等振興整備交付金				
地域振興分	森林整備・林業等振興推進交付金				

(注) (略)

(削る。)

様式 I - 1 - I

〇〇年度 林業成長産業化地域創出モデル事業

の内容及び経費の配分総括表
成績書

※ 該当する報告書名を記載

(単位:円)

区 分		事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	(略)	(略)	備 考
	交付率				
森 林 整 備 ・ 林 業 等 振 興 整 備 交 付 金	事業費				
	資源高度利用型施業				
	路網整備・機能強化対策				
	高性能林業機械等の整備				
	コンテナ苗生産基盤施設等の整備				
	木材加工流通施設等の整備				
	木質バイオマス利用促進施設の整備				
	特用林産振興施設等の整備				
	木造公共建築物等の整備				
小 計					
附 帯 事 務 費	資源高度利用型施業				
	路網整備・機能強化対策				
	高性能林業機械等の整備				
	コンテナ苗生産基盤施設等の整備				
	木材加工流通施設等の整備				
	木質バイオマス利用促進施設の整備				
	特用林産振興施設等の整備				
	木造公共建築物等の整備				
	小 計				
総	資源高度利用型施業				

	路網整備・機能強化対策				
	高性能林業機械等の整備				
	コンテナ苗生産基盤施設等の整備				
	木材加工流通施設等の整備				
	木質バイオマス利用促進施設の整備				
	特用林産振興施設等の整備				
	木造公共建築物等の整備				
	計				
業等振興整備 交付金 推進	先進的モデル提案事業				
	計				
合 計					
うち	森林整備・林業等振興整備交付金				
地域提案分	森林整備・林業等振興推進交付金				

- (注) 1. 区分欄には、交付率が異なる事業をそれぞれ交付率ごとに区分して記入すること。
2. 本要綱の別表2のメニューにおいて、附帯事業がある場合には、事業費の内数として計上し、その総額を森林整備・林業等振興整備交付金計の備考欄に記入すること。
3. 成績書の場合は、付表（様式I-1の付（1）・（2））及び交付金調書の写しを添付すること。

様式I-1の付（1）

〇〇年度 林業・木材産業循環成長対策 森林整備・林業等振興整備交付金事業費明細

事業種目	工種又は施設区分 ①～④	実施 市町村名	(略)	(略)	備 考
間伐材生産	(略)				(略)
	(略)				
	(略)				
	(略)				
間伐材生産計					

様式I-1の付（1）

〇〇年度 林業・木材産業成長産業化促進対策 森林整備・林業等振興整備交付金事業費明細

事業種目	工種又は施設区分 ①～④	実施 市町村名	(略)	(略)	備 考
間伐材生産	(略)				(略)
	(略)				
	(略)				
	(略)				
間伐材生産計					

(削る。)	(削る。)				
(削る。)	(削る。)				
(削る。)	(削る。)				
(削る。)	(削る。)				
(削る。)					
路網整備・機能強化	林業専用道（規格相当）の整備（A区分）				
	林業専用道（規格相当）の整備（B区分）				
	林業専用道（規格相当）の整備（C区分）				
	(削る。)				
	(削る。)				
	(削る。)				
	林業専用道（規格相当）の整備計				
	補強				
	補強計				
	点検診断				
	点検診断計				
	森林作業道の整備				
	森林作業道の整備計				
	機能強化（単独型）				
	機能強化（一体型）				
	林道等の機能強化計				
	森林作業道の機能強化				
	(削る。)				
	(削る。)				
	(削る。)				
	森林作業道の機能強化計				
	林業専用道（規格相当）復旧				
	林業専用道（規格相当）復旧計				
	(削る。)				
	(削る。)				
	(削る。)				
	(削る。)				
	(削る。)				

資源高度利用型施業	資源高度利用型施業				
	小計				
	関連条件整備活動（具体名）				
	小計				
資源高度利用型施業計					
路網整備・機能強化対策	林業専用道（規格相当）整備				
	(新設)				
	(新設)				
	小計				
	関連条件整備活動（具体名）				
	小計				
	林業専用道（規格相当）整備計				
	(新設)				
	(新設)				
	(新設)				
	(新設)				
	(新設)				
	森林作業道整備計				
	(新設)				
	(新設)				
	(新設)				
	(新設)				
	小計				
	関連条件整備活動（具体名）				
	小計				
	(新設)				
	(新設)				
	(新設)				
	森林作業道整備計				
	機能強化（単独型）				
	機能強化（一体型）				
	小計				
	関連条件整備活動（具体名）				

	(削る。)			
	(削る。)			
	(削る。)			
	(削る。)			
	(削る。)			
	(削る。)			
	(削る。)			
路網整備・機能強化計				
高性能林業機械等の整備				
(略)				
(略)				
(略)				
(略)				
(略)				
(略)				
高性能林業機械等の整備計				
(削る。)				
(削る。)				
木材加工流通施設等の整備				
(略)				
(略)				
(略)				
(略)				
木材加工流通施設等の整備計				
木質バイオマス利用促進施設の整備				
(略)				
(略)				
(略)				

	小計			
	機能強化計			
	林業専用道（規格相当）復旧			
	小計			
	関連条件整備活動（具体名）			
	小計			
	林業専用道（規格相当）復旧計			
路網整備・機能強化対策計				
高性能林業機械等の整備				
(略)				
(略)				
(略)				
(略)				
(略)				
(略)				
高性能林業機械等の整備計				
コンテナ苗生産基盤施設等の整備				
コンテナ苗生産基盤施設等の整備計				
木材加工流通施設等の整備				
(略)				
(略)				
(略)				
(略)				
木材加工流通施設等の整備				
木質バイオマス利用促進施設の整備				
(略)				
(略)				
(略)				

(略)					
(略)					
(略)					
木質バイオマス利用促進施設の整備計					
特用林産物活用施設等整備					
特用林産物活用施設等整備計					
木造公共施設整備					
木造公共施設整備計					
低コスト再造林対策	<u>一貫作業システム</u>				
	<u>低コスト造林</u>				
	<u>下刈り</u>				
	小計				
	<u>機械器具の整備（具体名）</u>				
	小計				
	<u>関連条件整備活動（具体名）</u>				
	小計				
低コスト再造林対策計					
コンテナ苗生産基盤施設等の整備					
コンテナ苗生産基盤施設等の整備計					
合計					

注：1 (略)

- 「工種又は施設区分」の欄は、要領別表1に定める工種又は施設区分ごとに記載することとし、「事業費」の欄は工種又は施設区分ごとに記載し、「経費内訳」の欄は事業主体ごとに「細計」、市町村ごとに「小計」を記載すること。
- 要領別表1に定める工種又は施設区分のうち呼称単位が「式」又は「一」で表示されているものについては、1件（単品目）ごとに「事業量」及び「事業費」の欄に記載するか内訳表を添付すること。
- 「工期」の欄は、要領別表1に定める「工種又は施設区分」の呼称単位ごとに記載する。ただし、事業主体ごとに「工期」が同一の場合には、「細計」欄に記載すること。
- 5・6 (略)

様式 I - 1 の付 (2)

(略)					
(略)					
(略)					
木質バイオマス利用促進施設の整備計					
特用林産物活用施設等整備					
特用林産物活用施設等整備計					
木造公共施設整備					
木造公共施設整備計					
(新設)	(新設)				
	(新設)				
	(新設)				
	(新設)				
	(新設)				
	(新設)				
	(新設)				
	(新設)				
(新設)					
(新設)					
(新設)					
合計					

注：1 (略)

- 「工種又は施設区分」の欄は、別表3に定める工種又は施設区分ごとに記載することとし、「事業費」の欄は工種又は施設区分ごとに記載し、「経費内訳」の欄は事業主体ごとに「細計」、市町村ごとに「小計」を記載すること。
- 別表3に定める工種又は施設区分のうち呼称単位が「式」又は「一」で表示されているものについては、1件（単品目）ごとに「事業量」及び「事業費」の欄に記載するか内訳表を添付すること。
- 「工期」の欄は、別表3に定める「工種又は施設区分」の呼称単位ごとに記載する。ただし、事業主体ごとに「工期」が同一の場合には、「細計」欄に記載すること。
- 5・6 (略)

様式 I - 1 の付 (2)

〇〇年度 林業・木材産業循環成長対策 森林整備・林業等振興推進交付金事業費
 明細

〇〇年度 林業・木材産業成長産業化促進対策 森林整備・林業等振興推進交付金
 事業費明細

区分	メニュー	実施内 容	事業実 施 主体	事業費 (A)+(B)+ (C)+(D) 円	経 費 内 訳				事 業 期 間		備 考
					交付金 (A) 円	都道府 県 負担金 (B) 円	市町村 負担金 (C) 円	その他 負担金 (D) 円	着手 (予定) 年月日	完了 (予定) 年月日	
森林整備地域活動支援対 策			計								
合計											
(削る。)			(削る。)								
山村地域の防災・減災対 策			計								
合計											
森林資源保全対策			計								
合計											
林業の多様な担い手の育 成			計								
合計											
林業経営体育成対策（林 業機械リース支援）			計								
合計											
総 計											
うち地域提案											

区分	メニュー	実施内 容	事業実 施 主体	事業費 (A)+(B)+ (C)+(D) 円	経 費 内 訳				事 業 期 間		備 考
					交付金 (A) 円	都道府 県 負担金 (B) 円	市町村 負担金 (C) 円	その他 負担金 (D) 円	着手 (予定) 年月日	完了 (予定) 年月日	
森林整備地域活動支援対 策			計								
合計											
自立的経営活動推進			計								
合計											
山村地域の防災・減災対 策			計								
合計											
森林資源保全対策			計								
合計											
マーケティング力ある林 業の担い手の育成			計								
合計											
林業経営体育成対策（林 業機械リース支援）			計								
合計											
総 計											
うち地域提案											

(削る。)	(削る。)																			
	(削る。)																			
総計																				

注：1 本事業費明細は、成績書（様式Ⅰ－１）の付表として添付すること。
 2 メニューについては、要領別表2に定める事項を記載すること。
 3 実施内容については、本要綱の別表2及び要領別表2を踏まえ、わかりやすく簡潔に記載すること。
 4 地域提案は、それぞれ補完し関連して実施しようとする目標の欄に記載することとし、備考欄に地域提案型である旨記載すること。
 5 事業実施主体ごとに計、区分ごとに合計及び全ての計を総計に記載すること。

* 行については、適宜加除のこと。

様式Ⅰ－2

間接補助事業者が交付金事業を行うに当たって自己負担の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受けるために交付金対象物件を担保に供する場合の内訳書

1～4 (略)

5 その他参考となる事項
 (1) 事業計画書（要領第2の事業計画の担保対象施設）
 (2) 償還予定表
 (3) 利用する制度融資のパンフレット 等

様式Ⅰ－3

〇〇年度 林業・木材産業循環成長対策 事業遂行状況報告書

年9月30日現在

区 分	計 画		遂行状況			支出総額	概算払受済済	備 考
	事業費	交付額	事業着手	事業完了予	進捗率			

先進的モデル提案事業	提案型事業																			
	合計																			
総計																				

注：1 本事業費明細は、成績書（様式Ⅰ－１）の付表として添付すること。
 2 メニューについては、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け29林政経第349号林野庁長官通知）（以下「要領」という。）別表1に定める事項を記載すること。なお、林業成長産業化地域創出モデル事業については、提案型事業の名称を記入すること。
 3 実施内容については、本要綱の別表2及び要領別表1を踏まえ、わかりやすく簡潔に記載すること。
 4 地域提案は、それぞれ補完し関連して実施しようとする目標の欄に記載することとし、備考欄に地域提案型である旨記載すること。
 5 事業実施主体ごとに計、区分ごとに合計及び全ての計を総計に記載すること。
 なお、先進的モデル提案事業については、事業実施主体ごとに計、提案型事業ごとに合計、すべての合計を総計に記載すること。

* 行については、適宜加除のこと。

様式第Ⅰ－2

間接補助事業者が交付金事業を行うに当たって自己負担の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受けるために交付金対象物件を担保に供する場合の内訳書

1～4 (略)

5 その他参考となる事項
 (1) 事業計画書（本要綱別記1第2の事業計画の担保対象施設）
 (2) 償還予定表
 (3) 利用する制度融資のパンフレット 等

様式第Ⅰ－3

〇〇年度 林業・木材産業成長産業化促進対策 事業遂行状況報告書

年9月30日現在

区 分	計 画		遂行状況			支出総額	概算払受済済	備 考
	事業費	交付額	事業着手	事業完了予	進捗率			

		円	円	年月日	定 年月日	%	円	額	円
森林 整備・ 林業 等振 興整 備交 付金	間伐材生産								
	(削る。)								
	路網整備・機能強化								
	高性能林業機械等の整備								
	(削る。)								
	木材加工流通施設等の整備								
	木質バイオマス利用促進施設の整備								
	特用林産振興施設等の整備								
	木造公共建築物等の整備								
	低コスト再造林対策								
コンテナ苗生産基盤施設等の整備									
小計									
森林 整備・ 林業 等振 興推 進交 付金	森林整備地域活動支援対策								
	(削る。)								
	山村地域の防災・減災対策								
	森林資源保全対策								
	林業の多様な担い手の育成								
	林業経営体育成対策（林業機械リース 支援）								
	(削る。)								
	小計								
合計									

様式 I - 4
 ○○年度 林業・木材産業循環成長対策 収支精算書
 (1)・(2) (略)

(3) 交付金精算書 (単位:円)

区 分	交付金 交付決定額	(略)	(略)	備 考

		円	円	年月日	定 年月日	%	円	額	円
森林 整備・ 林業 等振 興整 備交 付金	間伐材生産								
	資源高度利用型施業								
	路網整備・機能強化対策								
	高性能林業機械等の整備								
	コンテナ苗生産基盤施設等の整備								
	木材加工流通施設等の整備								
	木質バイオマス利用促進施設の整備								
	特用林産振興施設等の整備								
	木造公共建築物等の整備								
	(新設)								
(新設)									
小計									
森林 整備・ 林業 等振 興推 進交 付金	森林整備地域活動支援対策								
	自立的経営活動推進								
	山村地域の防災・減災対策								
	森林資源保全対策								
	マーケティング力ある林業担い手の育 成								
	林業経営体育成対策（林業機械リース 支援）								
	先進的モデル提案事業								
	小計								
合計									

様式第 I - 4
 ○○年度 林業・木材産業成長産業化促進対策 収支精算書
 (1)・(2) (略)

(3) 交付金精算書 (単位:円)

区 分	交付金 交付決定額	(略)	(略)	備 考

		交付率	(A)			
事業費	間伐材生産	/				
	(削る。)	/				
	路網整備・機能強化	/				
	高性能林業機械等の整備					
	(削る。)					
	木材加工流通施設等の整備					
	木質バイオマス利用促進施設の整備					
	特用林産振興施設等の整備					
	木造公共建築物等の整備					
	低コスト再造林対策					
	コンテナ苗生産基盤施設等の整備					
小計						
附帯事務費	間伐材生産					
	(削る。)					
	路網整備・機能強化					
	高性能林業機械等の整備					
	(削る。)					
	木材加工流通施設等の整備					
	木質バイオマス利用促進施設の整備					
	特用林産振興施設等の整備					
	木造公共建築物等の整備					
	低コスト再造林対策					
	コンテナ苗生産基盤施設等の整備					
小計						
総事業	間伐材生産					
	(削る。)					
	路網整備・機能強化					
	高性能林業機械等の整備					
	(削る。)					
木材加工流通施設等の整備						

		交付率	(A)			
事業費	間伐材生産	/				
	資源高度利用型施業	/				
	路網整備・機能強化対策	/				
	高性能林業機械等の整備					
	コンテナ苗生産基盤施設等の整備					
	木材加工流通施設等の整備					
	木質バイオマス利用促進施設の整備					
	特用林産振興施設等の整備					
	木造公共建築物等の整備					
	(新設)					
	(新設)					
小計						
附帯事務費	間伐材生産					
	資源高度利用型施業					
	路網整備・機能強化対策					
	高性能林業機械等の整備					
	コンテナ苗生産基盤施設等の整備					
	木材加工流通施設等の整備					
	木質バイオマス利用促進施設の整備					
	特用林産振興施設等の整備					
	木造公共建築物等の整備					
	(新設)					
	(新設)					
小計						
総事業	間伐材生産					
	資源高度利用型施業					
	路網整備・機能強化対策					
	高性能林業機械等の整備					
	コンテナ苗生産基盤施設等の整備					
木材加工流通施設等の整備						

費	木質バイオマス利用促進施設の整備				
	特用林産振興施設等の整備				
	木造公共建築物等の整備				
	低コスト再造林対策				
	コンテナ苗生産基盤施設等の整備				
	計				
森林整備・林業等振興推進交付金	森林整備地域活動支援対策				
	(削る。)				
	山村地域の防災・減災対策				
	森林資源保全対策				
	林業の多様な担い手の育成				
	林業経営体育成対策（林業機械リース支援）				
	(削る。)				
	計				
合 計					
うち	森林整備・林業等振興整備交付金				
地域提案分	森林整備・林業等振興推進交付金				

(注) 1・2 (略)

費	木質バイオマス利用促進施設の整備				
	特用林産振興施設等の整備				
	木造公共建築物等の整備				
	(新設)				
	(新設)				
	計				
森林整備・林業等振興推進交付金	森林整備地域活動支援対策				
	自立的経営活動推進				
	山村地域の防災・減災対策				
	森林資源保全対策				
	マーケティング力ある林業担い手の育成				
	林業経営体育成対策（林業機械リース支援）				
	先進的モデル提案事業				
	計				
合 計					
うち	森林整備・林業等振興整備交付金				
地域提案分	森林整備・林業等振興推進交付金				

(注) 1・2 (略)

別 紙

〇〇年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等（林業・木材産業生産基盤強化対策・再造林低コスト化促進対策※）に係る消費税仕入控除税額集計表

(都道府県名)

区 分	事業実施主体名	事業費	国庫交付金	課税方式	仕入に係る消費税額及び地方消費税額	国 庫 交付率	消費税仕入控除税額	消費税確定未確定	備 考

別 紙

〇〇年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等（持続的林業確立対策・木材産業等競争力強化対策・林業成長産業化地域創出モデル事業※）に係る消費税仕入控除税額集計表

(都道府県名)

区 分	事業実施主体名	事業費	国庫交付金	課税方式	仕入に係る消費税額及び地方消費税額	国 庫 交付率	消費税仕入控除税額	消費税確定未確定	備 考

合 計									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ ()書きは、別表2の区分の欄に掲げるⅠの対策にあつては「林業・木材産業生産基盤強化対策」のみ、Ⅱの対策にあつては「再造林低コスト化促進対策」のみ記載すること。

(注) 1 (略)

2 第16第2項及び第16第3項により報告し、交付金の返還が伴う場合は、事業実施主体ごとに内訳を別表で添付すること。

3～6 (略)

(削る。)

合 計									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ ()書きは、別表2の区分の欄に掲げるⅠの対策にあつては「持続的林業確立対策」のみ、Ⅱの対策にあつては「木材産業等競争力強化対策」のみ、Ⅲの事業にあつては「林業成長産業化地域創出モデル事業」のみ記載すること。

(注) 1 (略)

2 第13第2項及び第13第3項により報告し、交付金の返還が伴う場合は、事業実施主体ごとに内訳を別表で添付すること。

3～6 (略)

別記様式第1号-2 (第5関係)

〇〇年度 先進的造林技術推進事業 交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第5の規定に基づき、交付金〇〇〇円(前回までの申請額〇〇〇円)の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

3 事業完了予定年月日

4 都道府県の交付金交付に関する規程又は要綱

5 次回申請予定日

(注) 1 「事業内容及び経費の配分」の記載は様式Ⅱ-1によること。

- 2 「都道府県の交付金交付に関する規程又は要綱」は、間接補助事業を実施する場合に添付すること。なお、第2次申請以降においては、その内容に変更のない場合は添付を省略することができることとする。
- 3 第5第2項により、当該交付金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請する場合には、別紙「〇〇年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付すること。
- 4 やむを得ず分割して交付申請をする場合は、「5 次回申請予定日」を記載することとし、件名の末尾に「第〇次」と申請の回次を記載すること。

(削る。)

様式Ⅱ-1

都道府県名

〇〇年度 先進的造林技術推進事業

{

 の内容及び経費の配分総括表

 成績書

 ※該当する報告書名を記載

 (単位:円)
 }

区 分	事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	交付金事業 に 要する経費 (A)+(B)	経 費 内 訳				備考
			交付金 (A)	都道府 県負担 金 (B)	市町村 負担金 (C)	その他 負担金 (D)	
森林整備・林業等振興整備交付金	地域の実状 に応じた実 証的造林						
	造林事業へ のリモート センシング 技術の活用 実証						
	小 計						
附	地域の実状 に応じた実 証的造林						
	造林事業へ						

	総事業費	のリモートセンシング技術の活用実証							
		小計							
		地域の実状に応じた実証的造林							
		造林事業へのリモートセンシング技術の活用実証							
		計							

- 注1：変更の場合は、表外右側に「上段：変更前、下段：変更後」と記載の上、表内の各経費を上下2段書きで記載すること。
- 2：成績書の場合は、付表（様式Ⅱ-1の付）及び別記様式第10号（補助金等調書）の写しを添付すること。
- 3：実績報告において、国庫交付金の不用額がある場合は、備考欄に「不用額：〇〇円」と記載の上、不用額を記載すること。

(削る。)

様式Ⅱ-1の付

都道府県名

〇〇年度 先進的造林技術推進事業

森林整備・林業等振興整備交付金事業費明細

事業種目	工種	事業実施主体	実施市町村名	数値	呼称単位	事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	経費内訳				工期		備考
							交付金	都道府県負担金	市町村負担金	その他負担金	着手 (予定) 年月日	完了 (予定) 年月日	
							(A)	(B)	(C)	(D)			
							円	円	円	円			

地域の実状に応じた実証的造林	具体名													
	小計													
	関連条件整備活動（具体名）													
	小計													
地域の実状に応じた実証的造林計														
造林事業へのリモートセンシング技術の活用実証	森林施業具体名													
	小計													
	リモートセンシング技術の導入実証（具体名）													
	小計													
	関連条件整備活動（具体名）													
	小計													
造林事業へのリモートセンシング技術の活用実証計														
合計														

- 注：1 本事業費明細は、成績書（様式Ⅱ－1）の付表として添付すること。
- 2 事業実施主体ごとに細計、工種（具体名）ごとに小計、事業種目ごとに計及び全ての計を合計に記載すること。
- 3 地域の実状に応じた実証的造林の「工種」の欄は、具体的工種（ドローンによる苗木運搬、早生樹造林等）に記載すること。
- 4 造林事業へのリモートセンシング技術の活用実証の「工種」の欄は、森林施業具体名には森林施業の具体的工種（人工造林、間伐等）に記載し、リモートセンシング技術の導入実証の具体名には具体的取組（ドローン画像による施行地求積等）に記載すること。
- 5 「工種」の欄の関連条件整備活動の具体名には、具体的工種（森林作業道の整備、鳥獣害防止施設等）に記載すること。
- 6 備考欄には、消費税仕入控除税額が明らかかな場合は減額する額（内税）を記載し、あわせて消費税仕入控除税額集計表を添付すること。

〇〇年度 先進的造林技術推進事業 事業遂行状況報告書

〇〇年9月30日現在

区 分	計 画		遂行状況			支出済額 円	概算払受 領済額円	備 考
	事業費 円	交付額 円	事業着 手 年月日	事業完 了予定 年月日	進捗率 %			
森林整備・林業等振興整備交付金	地域の実状 に応じた実 証的造林							
	造林事業へ のリモート センシング 技術の活用 実証							
	計							

(削る。)

様式Ⅱ-3

都道府県名

〇〇年度 先進的造林技術推進事業 収支精算書

(1) 収入

(単位:円)

区 分	予 算 額			精 算 額	差引増 △減額	備 考
	交付金 (A)	都道府県 負担金 (B)	計 (A)+(B)=(C)			
森林整備・林業等振興整備交付金				(D)	(D)-(C)	

(2) 支出

(単位:円)

区 分	予算額 (A)	精算額 (B)	差引増 △減額 (B)-(A)	備 考
森林整備・林業等振興整備交付金				

(注) 間接補助金がある場合は、その支払い年月日を備考欄に記載し、該当がない場合は「間接補助金該当なし」と記載すること。

(3) 交付金精算書

(単位:円)

区 分	交付金 交付決定額 (A)	精算事業 費 総額 (B)	交付率 % (C)/(B)	精算 交付金額 (C)	既受領 交付金額 (D)	差引交付 金 未受領 (返還)額 (C)-(D)	備 考
事業費	地域の実状に応じた実証的造林						
	造林事業へのリモートセンシング技術の活用実証						
	小 計						
森林整備・林業等振 附帯事務費	地域の実状に応じた実証的造林						
	造林事業へのリモートセンシング技術の活用実証						
	小 計						
総事業費	地域の実状に応じた実証的造林						
	造林事業へのリモートセンシング技術の活用実証						
	計						

(注) 1：本収支精算書は、別記様式第7号-1の実績報告書に添付すること。

2：国庫交付金の不用額が発生した場合は、備考欄に「不用額：〇〇円」と記載の上、その額を備考欄へ記載すること。

(削る。)

別 紙

〇〇年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等（先進的造林技術推進事業）に係る消費税仕入控除税額集計表

(都道府県名)

区 分	事業実 施	事業費	国庫 交付金	課税方 式	仕入れに 係る消費 税額及び	国 庫	消費税仕 入	消費 税 確	備 考

	主 体 名				地方消費 税額	交付 率	控除税額	定 未確 定	
合	計								

- (注) 1 当該交付金の事業実施主体（消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項の規定に該当する事業者又は同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業実施主体である場合（同法第60条第4項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記載する。
- 2 第13条第2項及び第13条第3項により報告し、交付金の返還が伴う場合は、事業実施主体ごとに内訳を別表で添付すること。
- 3 「課税方式」欄には、当該交付金に係る消費税仕入控除税額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者にあつては「免税」、消費税法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業者にあつては「簡易課税」、その他の事業者にあつては「課税」と記載すること。
- 4 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
 なお、事業実施主体の課税売上割合が95%未満の場合で、交付金に係る消費税仕入控除税額の計算において課税売上割合を乗じる必要がある場合は、上記の合計額に課税売上割合を乗じた額を記載する。
- 5 「消費税仕入控除税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に国庫交付金率を乗じて得た金額を記載すること。
- 6 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合には「確定」、それ以外の場合には「未確定」と記載すること。

〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 交付申請書

(略)

(削る。)

〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 交付申請書

(略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：スマート林業実践対策

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

施業集約化の効率化・省力化

※ 取組事項ごとに、次の事項を記載する。

i) 名称：

ii) 取組の概要：

iii) 目標：

経営の効率性・採算性向上

※ 取組事項ごとに、次の事項を記載する。

i) 名称：

ii) 取組の概要：

iii) 目標：

需給マッチングの円滑化

※ 取組事項ごとに、次の事項を記載する。

i) 名称：

ii) 取組の概要：

iii) 目標：

森林情報の高度化・共有化

※ 取組事項ごとに、次の事項を記載する。

i) 名称：

ii) 取組の概要：

iii) 目標：

(作成上の注意点)

- 1 「施業集約化の効率化・省力化」、「経営の効率性・採算性向上」又は「需給マッチングの円滑化」の3つのテーマのうち複数のテーマを実施する場合は、主たるテーマに■を付すこと。
- 2 「取組の概要」は、どのような先端技術をどのような場面で活用し、その結果どのような効果が期待されるのかを具体的に記載すること。
- 3 「目標」は、本取組において達成すべき目標を設定すること。また、目標設定に当たっては、定性的な目標だけでなく、定量的な目標を記載すること。
- 4 全体計画を作成した場合は、交付申請を行う年度に実施する分のみ記載すること。

(削る。)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：林業への異分野の技術等の導入促進事業

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
<u>〈記載例〉</u> 1. 林業関係者と企業等のマッチング 2. 事業開発支援 3. 事業開発結果の評価及び広報 4. その他、事業の成果を高める活動 5. 過去の事業開発支援の結果に関する調査 6. 事業報告書の作成			

(別記様式第1号-2-別紙)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：優良種苗生産推進対策
 エリートツリー等の原種増産技術の開発

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画

① 増殖技術の最適化と施設型採種園の管理技術の開発

事業名：早生樹等優良種苗生産推進対策
 エリートツリー等の原種増産技術の開発

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画

① スギ等の増殖技術の高度化と実用化の開発

実施時期	具体的な内容	備考

(削る。)

(削る。)

② (略)

(別記様式第1号-2-別紙)

事業名：優良種苗生産推進対策
採種園等の造成・改良等モデル的な取組

1・2 (略)

実施時期	具体的な内容	備考

② カラマツの増殖効率の改善

実施時期	具体的な内容	備考

③ 早生樹の増殖技術の高度化と実用化の開発

実施時期	具体的な内容	備考

④ (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：早生樹等優良種苗生産推進対策
採種園等の造成・改良等モデル的な取組

1・2 (略)

(別記様式第1号-2-別紙)

事業名：優良種苗生産推進対策
苗木生産技術の向上等事業

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：早生樹等優良種苗生産推進対策
苗木生産技術の向上等事業

1・2 (略)	1・2 (略)
(削る。)	<p style="text-align: right;"><u>(別記様式第1号-3-別紙)</u></p> <p>事業名：<u>戦略的技術開発・実証事業</u> <u>機械・新技術の開発・実証</u></p> <p><u>1. 事業の目的</u></p> <p><u>2. 事業の内容及び計画</u></p> <p><u>(1) 事業内容</u></p> <p><u>(2) 事業実施の年間スケジュール</u></p> <p><u>(3) 検討委員会の構成</u></p>
(削る。)	<p style="text-align: right;"><u>(別記様式第1号-3-別紙)</u></p> <p>事業名：<u>戦略的技術開発・実証事業</u> <u>ソフトウェア等の開発・実証</u></p> <p><u>1. 事業の目的</u></p> <p><u>2. 事業の内容及び計画</u></p> <p><u>(1) 事業内容</u></p> <p><u>(2) 事業実施の年間スケジュール</u></p>

(3) 検討委員会の構成

(削る。)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：戦略的技術開発・実証事業

新素材の開発・実証（技術開発又は技術実証）※どちらか該当するものを記載

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 新素材等の技術開発 (技術実証) や商品開発	<input type="checkbox"/> 年間スケジュール (予定)		
① 製造技術の改良 (実証)	<input type="checkbox"/> 技術の改良 (実証) 等の内容		
② 試作品の製造・評価	<input type="checkbox"/> 試作品製造・評価の内容		
③ 各種調査	<input type="checkbox"/> 調査等の項目及び方法		
イ 事務関連			
① 検討委員会の設置・開催	<input type="checkbox"/> 検討委員会の構成 <input type="checkbox"/> 開催スケジュール <input type="checkbox"/> 検討内容等		

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1131 148 1415 255">② 普及啓発・成果発表</td> <td data-bbox="1415 148 1800 255">○ 成果の普及方法</td> <td data-bbox="1800 148 1995 255"></td> <td data-bbox="1995 148 2175 255"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 255 1415 331">③ 事業報告書の作成</td> <td data-bbox="1415 255 1800 331">○ 報告書の構成及び作成部数</td> <td data-bbox="1800 255 1995 331"></td> <td data-bbox="1995 255 2175 331"></td> </tr> </table>	② 普及啓発・成果発表	○ 成果の普及方法			③ 事業報告書の作成	○ 報告書の構成及び作成部数		
② 普及啓発・成果発表	○ 成果の普及方法								
③ 事業報告書の作成	○ 報告書の構成及び作成部数								
(削る。)	<p style="text-align: right;">(別記様式第1号-3-別紙)</p> <p>事業名：<u>戦略的技術開発・実証事業</u> <u>先進的林業機械の実証</u></p> <p><u>1. 事業の目的</u></p> <p><u>2. 事業の内容及び計画</u></p> <p><u>(1) 事業内容</u></p> <p><u>(2) 事業実施の年間計画</u></p> <p><u>(3) 検討委員会の構成</u></p>								
<p style="text-align: right;">(別記様式第1号-2-別紙)</p> <p>事業名：建築用木材供給・利用強化対策 <u>森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業</u> 都市における木材需要の拡大</p> <p>1・2 (略)</p>	<p style="text-align: right;">(別記様式第1号-3-別紙)</p> <p>事業名：建築用木材供給・利用強化対策 <u>都市の木材利用促進総合対策事業</u> 都市における木材需要の拡大</p> <p>1・2 (略)</p>								

(別記様式第1号-2-別紙)

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業
大径化した原木等を活かした地域材による設計合理化等の技術開発・普及啓発

1・2 (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
都市の木材利用促進総合対策事業
大径化した原木等を活かした地域材による設計合理化の技術開発・普及啓発

1・2 (略)

(別記様式第1号-2-別紙)

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業
顔の見える木材供給体制構築事業

1 (略)

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 検討委員会の開催等	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>検討委員会の構成員</u> ○ <u>検討委員会の開催回数及び開催時期</u> ○ <u>検討委員会での検討項目</u> ○ <u>助成金交付等に関する規定の作成</u> ○ <u>助成対象者の選定方法</u> ○ <u>助成対象者への指導・進行管理方法</u> ○ <u>具体的なスケジュール</u> 		
イ 取組の実施に必要な経費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>助成対象者への助成</u> (削る。) 		

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
都市の木材利用促進総合対策事業
顔の見える木材での快適空間づくり事業

1 (略)

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 検討委員会の開催等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員会の構成員 ○ 開催回数及び開催時期 ○ 検討項目 (新設) ○ <u>事業の指導・進行管理方法</u> (新設) 		
イ モデル的な取組の実施に必要な経費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>助成対象グループの選定方法</u> ○ <u>助成金交付等に関する規程の作成</u> 		

	(削る。)		
ウ 需給情報の収集・共有体制の構築	○ 木材の供給体制強化に向けた需給情報共有検討会の開催		
エ 事業報告書の作成及び成果の普及	(略)		

	○ 助成の具体的なスケジュール		
(新設)	(新設)		
ウ 事業報告書の作成及び成果の普及	(略)		

(別記様式第1号-2-別紙)

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業
 強度又は耐火性に優れた建築用木材の製造に係る技術開発・普及

1・2 (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
都市の木材利用促進総合対策事業
 強度又は耐火性に優れた建築用木材の製造に係る技術開発・普及

1・2 (略)

(別記様式第1号-2-別紙)

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業
木材加工流通体制強化支援事業
木材加工設備導入等利子助成

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

(1) 設備導入資金助成計画

区分	金額			備考
	補助率 1/2	補助率 2/3	全額	
			合計	

(新設)

国庫補助金					
自己資金					
合 計					

(2) 補助対象職員配置計画

氏名	職名等	備 考
合計 _____ 人		

(別記様式第1号-2-別紙)

(新設)

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
 森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業
 木材加工流通体制強化支援事業
 木材加工設備等リース導入支援

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備 考
------	------	------	-----

ア 助成費	○ 助成台数及び金額		
イ 支援対象選定等事務費	○ 審査委員会の開催回数及び時期 ○ 普及推進に向けた取組の具体的な内容		

(別記様式第1号-2-別紙)

(新設)

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
 森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業
 木材加工流通体制強化支援事業
 作業安全強化促進支援事業

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	実施内容	実施期間	備考
ア 作業安全活動促進に要する経費			
イ 作業安全の普及に要する経費			

(別記様式第1号-2-別紙)

(別記様式第1号-3-別紙)

<p>事業名：建築用木材供給・利用強化対策 CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業 CLTを活用した先駆的な建築物の建設等支援</p> <p>1・2 (略)</p>	<p>事業名：建築用木材供給・利用強化対策 CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業 CLTを活用した先駆的な建築物の建設等支援</p> <p>1・2 (略)</p>
<p style="text-align: right;">(別記様式第1号-2-別紙)</p> <p>事業名：建築用木材供給・利用強化対策 CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業 CLT建築物等の設計者等育成</p> <p>1・2 (略)</p>	<p style="text-align: right;">(別記様式第1号-3-別紙)</p> <p>事業名：建築用木材供給・利用強化対策 CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業 CLT建築物等の設計者等育成</p> <p>1・2 (略)</p>
<p style="text-align: right;">(別記様式第1号-2-別紙)</p> <p>事業名：建築用木材供給・利用強化対策 CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業 CLT・LVL等を活用した建築物の低コスト化・検証等</p> <p>1・2 (略)</p>	<p style="text-align: right;">(別記様式第1号-3-別紙)</p> <p>事業名：建築用木材供給・利用強化対策 CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業 CLT・LVL等を活用した建築物の低コスト化・検証等</p> <p>1・2 (略)</p>
<p>(削る。)</p>	<p style="text-align: right;">(別記様式第1号-3-別紙)</p> <p>事業名：建築用木材供給・利用強化対策 <u>建築用木材供給強化促進事業</u> <u>マーケットインによる安定供給体制強化促進</u></p> <p>1. 事業の目的</p>

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 地域協議会等の募集・選定	<input type="checkbox"/> 募集 <input type="checkbox"/> 選定委員会の開催 <input type="checkbox"/> 選定		
イ 地域協議会等への助成	<input type="checkbox"/> 各地域協議会等への助成		
ウ 地域協議会等への指導等	<input type="checkbox"/> 助成金交付等に関する規程の作成 <input type="checkbox"/> 事業管理		
エ 地域協議会等の成果の普及	<input type="checkbox"/> 成果報告会等の開催 <input type="checkbox"/> 成果のとりまとめ		

(削る。)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：建築用木材供給・利用強化対策

建築用木材供給強化促進事業
木材加工設備導入等利子助成

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

(1) 設備導入資金助成計画

区分	金額			備考
	補助率 1/2	補助率 2/3	全 額	
国庫補助金				
自己資金				
合 計				

(2) 補助対象職員配置計画

氏名	職名等	備考
合計 人		

(削る。)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
建築用木材供給強化促進事業
木材加工設備等リース導入支援

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間
ア 助成費	○ 助成台数及び金額	
イ 支援対象選定等事務費	○ 審査委員会の開催回数及び時期 ○ 普及推進に向けた取組の具体的な内容	

(削る。)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：建築用木材供給・利用強化対策
建築用木材供給強化促進事業
森林認証材の需要拡大

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

(1) 森林認証材の需要拡大

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 協議会の設置・運営	<input type="checkbox"/> 協議会構成員 <input type="checkbox"/> 開催回数及び開催時期		
イ 森林認証材の需要拡大に向けた取組	<input type="checkbox"/> 具体的な内容		
ウ 事業報告書の作成・公表	<input type="checkbox"/> 成果の取りまとめ <input type="checkbox"/> 成果の普及方法		

(2) 森林認証取得に向けた合意形成

実施項目	事業内容	実施期間
ア 協議会の設置・運営	<input type="checkbox"/> 協議会構成員	

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1115 148 1496 260"></td> <td data-bbox="1496 148 1933 260">○ <u>開催回数及び開催時期</u></td> <td data-bbox="1933 148 2199 260"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 260 1496 371">イ <u>認証取得に向けた合意形成</u></td> <td data-bbox="1496 260 1933 371">○ <u>具体的な内容</u></td> <td data-bbox="1933 260 2199 371"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 371 1496 483">ウ <u>認証材分別管理マニュアル等の作成</u></td> <td data-bbox="1496 371 1933 483">○ <u>具体的な内容</u></td> <td data-bbox="1933 371 2199 483"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 483 1496 595">エ <u>事業報告書の作成・公表</u></td> <td data-bbox="1496 483 1933 595">○ <u>成果の取りまとめ</u> ○ <u>成果の普及方法</u></td> <td data-bbox="1933 483 2199 595"></td> </tr> </table>		○ <u>開催回数及び開催時期</u>		イ <u>認証取得に向けた合意形成</u>	○ <u>具体的な内容</u>		ウ <u>認証材分別管理マニュアル等の作成</u>	○ <u>具体的な内容</u>		エ <u>事業報告書の作成・公表</u>	○ <u>成果の取りまとめ</u> ○ <u>成果の普及方法</u>	
	○ <u>開催回数及び開催時期</u>												
イ <u>認証取得に向けた合意形成</u>	○ <u>具体的な内容</u>												
ウ <u>認証材分別管理マニュアル等の作成</u>	○ <u>具体的な内容</u>												
エ <u>事業報告書の作成・公表</u>	○ <u>成果の取りまとめ</u> ○ <u>成果の普及方法</u>												
<p style="text-align: right;">(別記様式第1号-2-別紙)</p> <p>事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策 非住宅建築物等木材利用促進事業 木の建築物の効果検証・発信</p> <p>1・2 (略)</p>	<p style="text-align: right;">(別記様式第1号-3-別紙)</p> <p>事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策 非住宅建築物等木材利用促進事業 木の建築物の効果検証・発信</p> <p>1・2 (略)</p>												
<p>(削る。)</p>	<p style="text-align: right;">(別記様式第1号-3-別紙)</p> <p>事業名：<u>木材需要の創出・輸出力強化対策</u> <u>非住宅建築物等木材利用促進事業</u> <u>簡易な構造物等の木造化・木質化促進</u></p> <p>1. <u>事業の目的</u></p> <p>2. <u>事業の内容及び計画</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 1453 1415 1490"><u>実施項目</u></th> <th data-bbox="1415 1453 1812 1490"><u>事業内容</u></th> <th data-bbox="1812 1453 2011 1490"><u>実施期間</u></th> <th data-bbox="2011 1453 2163 1490"><u>備考</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	<u>実施項目</u>	<u>事業内容</u>	<u>実施期間</u>	<u>備考</u>								
<u>実施項目</u>	<u>事業内容</u>	<u>実施期間</u>	<u>備考</u>										

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1131 148 1415 295">ア 検討委員会の設置・ 運営</td> <td data-bbox="1415 148 1812 295"> <input type="checkbox"/> 検討委員会の構成員 <input type="checkbox"/> 開催回数及び開催時期 <input type="checkbox"/> 検討項目 </td> <td data-bbox="1812 148 2009 295"></td> <td data-bbox="2009 148 2163 295"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 295 1415 475">イ 簡易な構造物等への 木材利用に係る調査・ 分析及び標準モデルの 提案</td> <td data-bbox="1415 295 1812 475"> <input type="checkbox"/> 具体的な調査・分析・提案方法 等 </td> <td data-bbox="1812 295 2009 475"></td> <td data-bbox="2009 295 2163 475"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 475 1415 622">ウ 普及資料の作成・発 信及び報告書の作成</td> <td data-bbox="1415 475 1812 622"> <input type="checkbox"/> 普及資料の作成、作成部数 <input type="checkbox"/> 普及方法 <input type="checkbox"/> 報告書作成部数 </td> <td data-bbox="1812 475 2009 622"></td> <td data-bbox="2009 475 2163 622"></td> </tr> </table>	ア 検討委員会の設置・ 運営	<input type="checkbox"/> 検討委員会の構成員 <input type="checkbox"/> 開催回数及び開催時期 <input type="checkbox"/> 検討項目			イ 簡易な構造物等への 木材利用に係る調査・ 分析及び標準モデルの 提案	<input type="checkbox"/> 具体的な調査・分析・提案方法 等			ウ 普及資料の作成・発 信及び報告書の作成	<input type="checkbox"/> 普及資料の作成、作成部数 <input type="checkbox"/> 普及方法 <input type="checkbox"/> 報告書作成部数		
ア 検討委員会の設置・ 運営	<input type="checkbox"/> 検討委員会の構成員 <input type="checkbox"/> 開催回数及び開催時期 <input type="checkbox"/> 検討項目												
イ 簡易な構造物等への 木材利用に係る調査・ 分析及び標準モデルの 提案	<input type="checkbox"/> 具体的な調査・分析・提案方法 等												
ウ 普及資料の作成・発 信及び報告書の作成	<input type="checkbox"/> 普及資料の作成、作成部数 <input type="checkbox"/> 普及方法 <input type="checkbox"/> 報告書作成部数												
<p style="text-align: right;">(別記様式第1号-2-別紙)</p> <p>事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策 非住宅建築物等木材利用促進事業 地域における非住宅木造建築物整備推進 <u>地域における取組推進</u></p> <p>1・2 (略)</p>	<p style="text-align: right;">(別記様式第1号-3-別紙)</p> <p>事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策 非住宅建築物等木材利用促進事業 地域における非住宅木造建築物整備推進</p> <p>1・2 (略)</p>												
<p style="text-align: right;"><u>(別記様式第1号-2-別紙)</u></p> <p>事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策 非住宅建築物等木材利用促進事業 <u>地域における非住宅木造建築物整備推進</u> <u>工務店等支援体制の構築</u></p> <p><u>1. 事業の目的</u></p>	<p>(新設)</p>												

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア ワーキンググループ等の設置・運営	<input type="checkbox"/> ワーキング等の構成員 <input type="checkbox"/> 開催回数及び開催時期 <input type="checkbox"/> 検討項目		
イ 工務店等支援体制の実証の取組	<input type="checkbox"/> 実証方法 <input type="checkbox"/> 具体的スケジュール		
ウ 普及資料等の作成	<input type="checkbox"/> 普及資料・報告書の作成、作成部数 <input type="checkbox"/> 具体的な成果の普及方法		

(別記様式第1号-2-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
「地域内エコシステム」展開支援事業
「地域内エコシステム」モデル構築事業
実施計画策定支援

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 検討委員会の設置・運営	(略)		
イ 「地域内エコシス	(略)		

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
「地域内エコシステム」推進事業
「地域内エコシステム」モデル構築事業
事業実施計画の精度向上支援

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 検討委員会の設置・運営	(略)		
イ 「地域内エコシス	(略)		

テム」の <u>実施計画策定のために必要な調査、研修、情報提供、指導・助言等</u>			
ウ 事業報告書、リーフレットの作成及び報告会等の成果の普及の実施	(略)		

テム」の <u>構築に向けて必要な調査、事業計画の策定支援、情報提供、指導・助言等</u>			
ウ 事業報告書、リーフレットの作成及び報告会等の成果の普及の実施	(略)		

(別記様式第1号-2-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
「地域内エコシステム」展開支援事業
「地域内エコシステム」モデル構築事業
「地域内エコシステム」技術開発・実証事業

1・2 (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
「地域内エコシステム」推進事業
「地域内エコシステム」モデル構築事業
「地域内エコシステム」技術開発・実証事業

1・2 (略)

(別記様式第1号-2-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
「地域内エコシステム」展開支援事業
「地域内エコシステム」モデル構築事業
「地域内エコシステム」技術開発等支援事業

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
「地域内エコシステム」推進事業
「地域内エコシステム」モデル構築事業
「地域内エコシステム」技術開発等支援事業

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 検討委員会の設置・運営	(略)		
イ 「地域内エコシステム」技術開発・実証事業の事業実施主体が行う取組の指導・助言	(略)		
ウ 成果の普及啓発等の実施	○ 具体的な成果の普及啓発の方法		

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 検討委員会の設置・運営	(略)		
イ 「地域内エコシステム」技術開発・実証事業の事業実施主体が行う取組の指導・助言	(略)		
ウ 成果の普及・PR等の実施	○ 具体的な成果の普及・PRの方法		

(削る。)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
「地域内エコシステム」推進事業
「地域内エコシステム」モデル構築事業
優良事例の横展開体制整備支援

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
------	------	------	----

	ア 検討委員会の設置・運営	<input type="checkbox"/> 検討委員会の構成、委員数 <input type="checkbox"/> 開催回数等		
	イ 「地域内エコシステム」モデル構築に向けた地域の合意形成や技術開発・実証等の事例把握やこれまでの成果・課題に係る要因分析等の実施	<input type="checkbox"/> 具体的な事例把握、分析等の方法 <input type="checkbox"/> 具体的なスケジュール		
	ウ 優良な事例を横展開していくために必要なプラットフォームの構築及び実証運用	<input type="checkbox"/> 具体的な検討方法 <input type="checkbox"/> 具体的なスケジュール		
	エ 事業報告書の作成及び成果の普及・PRの実施	<input type="checkbox"/> 事業報告書の作成方法 <input type="checkbox"/> 作成部数 <input type="checkbox"/> 具体的な成果の普及・PR方法		

(別記様式第1号-2-別紙)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
「地域内エコシステム」展開支援事業
「地域内エコシステム」リビングラボ事業

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
「地域内エコシステム」推進事業
「地域内エコシステム」サポート事業
相談・サポート体制の構築

1. 事業の目的

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア <u>リビングラボ体制構築・運用支援</u>	<input type="checkbox"/> 具体的な実施方法 <input type="checkbox"/> 具体的な事業報告書の作成方法 <input type="checkbox"/> 具体的な成果の普及方法		
イ <u>情報プラットフォーム構築支援</u>	<input type="checkbox"/> ポータルサイトの設置・運営の具体的な方法 <input type="checkbox"/> 相談窓口の設置・運営の具体的な方法 <input type="checkbox"/> バイオマスボイラー設備等調査の具体的な方法・スケジュール <input type="checkbox"/> 先行事例の調査の具体的な方法・スケジュール <input type="checkbox"/> 燃料サプライチェーン実態調査の具体的な実施方法・スケジュール <input type="checkbox"/> 木質バイオマス燃料の安定供給システム構築調査の具体的な方法・スケジュール <input type="checkbox"/> ZEB/ZEHにおける木質バイオマスエネルギー利用の可能性調査の具体的な方法・スケジュール		
ウ <u>交流プラットフォーム構築支援</u>	<input type="checkbox"/> 具体的な実施方法 (削る。)		

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア <u>相談窓口設置</u>	<input type="checkbox"/> 具体的な実施方法 (新設) <input type="checkbox"/> (新設)		
イ <u>相談対応可能な人材育成のための研修会の開催</u>	<input type="checkbox"/> 具体的な実施方法 <input type="checkbox"/> 具体的なスケジュール (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)		
ウ <u>事業報告書の作成及び成果の普及の実施</u>	<input type="checkbox"/> 具体的な事業報告書の作成方法 <input type="checkbox"/> 具体的な成果の普及方法		

エ 実践サポートプラットフォーム構築支援	○ 具体的な実施方法		
----------------------	------------	--	--

(新設)			
------	--	--	--

(削る。)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
「地域内エコシステム」推進事業
「地域内エコシステム」サポート事業
木質バイオマス利用促進調査支援

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

(1) 燃料材サプライチェーン実態調査

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインの適切な運用に向けた説明会、現地調査の実施	○ 具体的な説明会、現地調査の実施方法 ○ 具体的なスケジュール		
イ 燃料材の需給情報の収集・分析・提供の実施	○ 具体的な需給情報の収集・分析・提供の方法 ○ 具体的なスケジュール		
ウ 事業報告書の作成及び成果の普及	○ 具体的な事業報告書の作成方法 ○ 作成部数 ○ 具体的な成果の普及方法		

(2) 木質バイオマス熱利用導入及び利用向上可能性調査

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 検討委員会の設置・運営	○ 検討委員会の構成、委員数 ○ 開催回数等		
イ 大気汚染防止法第16条に基づくばい煙測定記録等を活用した、現在のボイラー導入状況の分析及び導入可能性の調査	○ 具体的な調査、収集・分析・整理等の方法 ○ 具体的なスケジュール		
ウ 国内のボイラーのうち、設計段階の想定よりも燃料利用量が過大となっている等、運用難となっている等の事例についての原因検証	○ 具体的なマニュアル・プログラムの作成方法 ○ 具体的なスケジュール		
エ 事業報告書の作成及び報告会等の成果の普及	○ 具体的な事業報告書の作成方法 ○ 作成部数 ○ 具体的な成果の普及方法		

(3) 蒸気ボイラー導入促進調査

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 検討委員会の設置・運営	○ 検討委員会の構成、委員数 ○ 開催回数等		
イ 産業用熱利用の拡大を図っていく上での課題と対策について調査検討の実施	○ 具体的な調査・分析・整理等の方法 ○ 具体的なスケジュール		

	ウ 事業報告書の作成及び報告会等の成果の普及	○ 具体的な事業報告書の作成方法 ○ 作成部数 ○ 具体的な成果の普及方法																															
<p style="text-align: right;">(別記様式第1号-2-別紙)</p> <p>事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策 <u>「地域内エコシステム」展開支援事業</u> 木質バイオマス利活用施設整備資金等利子助成事業</p> <p>1・2 (略)</p>	<p style="text-align: right;">(別記様式第1号-3-別紙)</p> <p>事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策 木質バイオマス利活用施設整備資金等利子助成事業</p> <p>1・2 (略)</p>																																
<p style="text-align: right;">(別記様式第1号-2-別紙)</p> <p>事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業 <u>木材製品輸出産地育成</u></p> <p>1. 事業の目的</p> <p>2. 事業の内容及び計画</p>	<p style="text-align: right;">(別記様式第1号-3-別紙)</p> <p>事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業</p> <p>1. 事業の目的</p> <p>2. 事業の内容及び計画</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>事業内容</th> <th>実施期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削る。)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>木材製品輸出産地育成に係る経費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 木材輸出産地の募集・選定</td> <td>○ 事業者の選定方法・公募・審査・選定・通知等</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施項目	事業内容	実施期間	備考	(削る。)				木材製品輸出産地育成に係る経費				(1) 木材輸出産地の募集・選定	○ 事業者の選定方法・公募・審査・選定・通知等			<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>事業内容</th> <th>実施期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 木材製品輸出産地育成</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>木材製品輸出産地育成に係る経費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 木材輸出産地の募集・選定</td> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施項目	事業内容	実施期間	備考	(1) 木材製品輸出産地育成				木材製品輸出産地育成に係る経費				① 木材輸出産地の募集・選定	(新設)		
実施項目	事業内容	実施期間	備考																														
(削る。)																																	
木材製品輸出産地育成に係る経費																																	
(1) 木材輸出産地の募集・選定	○ 事業者の選定方法・公募・審査・選定・通知等																																
実施項目	事業内容	実施期間	備考																														
(1) 木材製品輸出産地育成																																	
木材製品輸出産地育成に係る経費																																	
① 木材輸出産地の募集・選定	(新設)																																

<p>(2) 選定した木材輸出 産地への支援</p> <p>(3) 国内でのセミナー、 展示会の開催</p> <p>(4) 成果報告会の開催、 成果の公表及び報告 書の作成</p> <p>(削る。)</p>	<p>○ <u>具体的な実施内容</u></p> <p>○ <u>開催地域、時期、回数、内容等</u></p> <p>○ <u>成果報告会開催場所、案内先、 予定する内容</u></p> <p>○ <u>その他普及方法</u></p> <p>○ <u>報告書作成部数、配布先</u></p>			<p>② 選定した木材輸 出産地への支援</p> <p>(新設)</p> <p>③ 成果報告会の開 催、成果の公表及 び報告書の作成</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>		
<p>(削る。)</p>				<p>(2) <u>企業連携型木材製 品輸出促進</u> 企業連携型木材製 品輸出促進に係る経 費</p> <p>① <u>企業連携による モデル・実証的な 木材製品輸出の取 組の募集・選定</u></p> <p>② <u>選定したモデ ル・実証的な取組 への支援</u></p> <p>③ <u>成果報告会の開 催、成果の公表及 び報告書の作成</u></p> <p>(3) <u>国内外における木 造技術講習</u> 国内外における木 造技術講習に係る経 費</p> <p>① <u>海外における木 造軸組構法技術講 習会の開催</u></p> <p>② <u>国内における木</u></p>			

--	--	--	--

造技術研修会の開催			
-----------	--	--	--

(別記様式第1号-2-別紙)

(新設)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
木材製品輸出拡大実行戦略推進事業
日本式木造建築物等技術者育成

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
日本式木造建築物等技術者育成に係る経費			
(1) 海外における木造軸組構法技術講習会の開催	○ 具体的な開催時期、開催場所、講習会の内容		
(2) 国内における木造技術研修会の開催	○ 具体的な開催時期、開催場所、講習会の内容		

(別記様式第1号-2-別紙)

(新設)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
木材製品輸出拡大実行戦略推進事業
企業連携型木材製品輸出促進

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
<u>企業連携型木材製品輸出促進に係る経費</u> (1) <u>企業連携によるモデル・実証的な木材製品輸出の取組の募集・選定</u>	○ <u>事業者の選定方法・公募・審査・選定・通知等</u>		
(2) <u>選定したモデル・実証的な取組への支援</u>	○ <u>具体的な実施内容</u>		
(3) <u>成果報告会の開催、成果の公表及び報告書の作成</u>	○ <u>成果報告会開催場所、案内先、予定する内容</u> ○ <u>その他普及方法</u> ○ <u>報告書作成部数、配布先</u>		

(別記様式第1号-2-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
「クリーンウッド」実施支援事業

合法性確認の能力強化

事業者による合法性確認能力強化、消費者等への普及啓発

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
クリーンウッド普及促進事業

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
(1) <u>合法性確認のための研修の実施</u>	<input type="checkbox"/> 開催目的 <input type="checkbox"/> 実施体制 <input type="checkbox"/> 委員会の構成員 <input type="checkbox"/> 主な内容 <input type="checkbox"/> 実施回数 <input type="checkbox"/> <u>具体的スケジュール</u>		
(削る。)	(削る。)		
(2) <u>関係者との意見交換会</u>	<input type="checkbox"/> 開催目的 <input type="checkbox"/> <u>協議会の構成員</u> <input type="checkbox"/> 主な内容 <input type="checkbox"/> 実施回数 <input type="checkbox"/> <u>具体的スケジュール</u>		
(3) <u>消費者等への普及啓発</u>	<input type="checkbox"/> 実施目的 <input type="checkbox"/> 実施体制 <input type="checkbox"/> 主な内容 <input type="checkbox"/> 実施回数 <input type="checkbox"/> <u>具体的スケジュール</u>		
(4) (略)	(略)		

実施項目	事業内容	実施期間	備考
(1) <u>木材関連事業者の登録の促進に係る経費</u>	<input type="checkbox"/> 開催目的 <input type="checkbox"/> 実施体制 <input type="checkbox"/> 委員会の構成員 <input type="checkbox"/> 主な内容 <input type="checkbox"/> 実施回数 (新設)		
① <u>事業実施のための運営委員会の開催</u>	<input type="checkbox"/> 開催目的 <input type="checkbox"/> 実施体制 <input type="checkbox"/> 委員会の構成員 <input type="checkbox"/> 主な内容 <input type="checkbox"/> 実施回数 (新設)		
② <u>登録の手続き等を説明するセミナーや個別相談会の開催、個別の働き掛けや登録に向けた指導・助言</u>	<input type="checkbox"/> <u>実施目的</u> <input type="checkbox"/> <u>実施体制</u> <input type="checkbox"/> <u>主な内容</u> <input type="checkbox"/> <u>実施回数</u>		
(2) <u>全国レベル及び都道府県レベルの協議会が実施する普及啓発活動</u>	<input type="checkbox"/> 開催目的 <input type="checkbox"/> <u>委員会の構成員</u> <input type="checkbox"/> 主な内容 <input type="checkbox"/> 実施回数 (新設)		
(3) <u>一般事業者や消費者に向けたキャンペーン等の普及啓発</u>	<input type="checkbox"/> 実施目的 <input type="checkbox"/> 実施体制 <input type="checkbox"/> 主な内容 <input type="checkbox"/> 実施回数 (新設)		
(4) (略)	(略)		

(別記様式第1号-2-別紙)

(新設)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
「クリーンウッド」実施支援事業
合法性確認の能力強化
業種・品目別の合法性確認手引き作成

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
(1) 業種・品目別の合法性確認手引きの作成	<input type="checkbox"/> 実施目的 <input type="checkbox"/> 手引きの対象品目 <input type="checkbox"/> 手引きの作成計画や構成		
(2) 事業報告書の作成	<input type="checkbox"/> 主な内容 <input type="checkbox"/> 作成部数 <input type="checkbox"/> 成果の普及方法		

(別記様式第1号-2-別紙)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
国産特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業

事業名：木材需要の創出・輸出力強化対策
広葉樹を活用した成長産業化支援対策

1. 事業の目的

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

2. 事業の内容及び計画

(1) 国産特用林産物の需要拡大・生産性向上

① 原木需給関連情報の収集・分析・提供

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア (略)	(略)		
イ (略)	(略)		
ウ 報告書の作成及び 成果の普及	○ 作成部数 ○ 成果の普及方法		

② 特用林産物の生産効率化・付加価値向上等課題解決に資する情報提供

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 関連情報の収集・分析 等の企画・運営及び課題 解決に資する新商品等 開発や販路開拓等の情 報収集・提供	○ 具体的な実施内容		
イ 成果の普及	○ 具体的な実施内容 ○ 成果の普及方法		

(削る。)

(1) 特用林産物に関する情報の収集・分析・提供

① 原木需給関連情報の収集・分析・提供

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア (略)	(略)		
イ (略)	(略)		
ウ 報告書の作成	○ 作成部数		

(新設)

② きこの原木生産等の効率化等に関する情報提供

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 企画・検討委員会の開	○ 委員会の構成員		

③需要拡大や生産性向上に向けたモデル的取組の支援

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア モデル的取組の募集・ 選定	○ 事業者の選定方法・公募・ 審査・選定・通知等		
イ 選定したモデル的取 組の支援	○ 具体的な実施内容		
ウ 成果内容の公表	○ 具体的な実施内容 ○ 成果の普及方法		

(削る。)

催	○ 開催回数及び開催時期 ○ 検討項目		
イ 原木生産やきのこ栽 培・木炭生産の効率化の ための技術の開発・改良 等に関する情報提供	○ 具体的な実施内容		
ウ 報告書の作成	○ 作成部数		

(新設)

③特用林産物の需給状況等に係る情報の収集・分析・提供

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 企画・検討委員会の開 催	○ 委員会の構成員 ○ 開催回数及び開催時期 ○ 検討項目		
イ 特用林産物の需給状	○ 具体的な実施内容		

(2) 国産特用林産物の競争力の強化

①国産特用林産物の輸出促進に向けた情報収集・連携強化

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 企画・検討委員会の開催	(略)		
イ 国産特用林産物の輸出先国のニーズの把握、衛生及び表示に係る制度等の情報収集、輸出産地づくりに向けた関係者の連携強化等	(略)		
ウ 報告書の作成及び成果の普及	○ 作成部数 ○ 成果の普及方法		

②知的財産に係る課題解決に向けた実証

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア きのこの簡易DNA鑑定技術の社会実装等知的財産に係る課題解決に向けた実証	○ 具体的な実施内容		
イ 報告書の作成	○ 作成部数		

況等に係る情報の収集・分析・提供			
ウ 報告書の作成	○ 作成部数		

(2) 国産特用林産物の競争力の強化

①国産特用林産物の競争力の強化に向けた調査・実証

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 企画・検討委員会の開催	(略)		
イ 国産特用林産物の競争力の強化に向けた調査・実証等	(略)		
ウ 報告書の作成	○ 作成部数 (新設)		

(新設)

(削る。)

②担い手確保及び需要拡大に向けたモデル的取組の支援

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア モデル的取組の募集・ 選定	○ 事業者の選定方法・公募・ 審査・選定・通知等		
イ 選定したモデル的取 組の支援	○ 具体的な実施内容		
ウ 成果内容の公表	○ 具体的な実施内容		

(別記様式第1号-2-別紙)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：「新しい林業」に向けた林業経営育成対策
経営モデル実証事業

事業名：「新しい林業」に向けた林業経営育成対策
経営モデル実証事業

1・2 (略)

1・2 (略)

(削る。)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：「新しい林業」に向けた林業経営育成対策
「新しい林業」経営支援事業
森林プランナー育成対策

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

(1) 企画運営委員会の開催等

<u>構成員（所属及び専門分野）</u>	<u>開催回数、 スケジュール</u>	<u>内容等</u>	<u>備考</u>

(2) 森林施業プランナー育成研修等の実施

ア 新規課題対応型研修の実施

<u>開催場所又は方法</u>	<u>開催時期</u>	<u>参加人数（うち認定森林 施業プランナー数）</u>	<u>備考</u>

イ 提案型集約化施業一般研修の実施

<u>開催場所又は方法</u>	<u>開催時期</u>	<u>参加人数</u>	<u>備考</u>

ウ 事業体レベルにおける提案型集約化施業の取組の評価（実践体制評価）の実施

(ア) 実践体制評価委員会の開催

<u>構成員（所属及び専門分野）</u>	<u>開催回数、 スケジュール</u>	<u>内容等</u>	<u>備考</u>

(イ) 実践体制評価の実施

<u>審査者（所属及び専門分野）</u>	<u>実施回数、 スケジュール</u>	<u>内容等</u>	<u>備考</u>

(3) 森林経営プランナー育成研修の実施

<u>開催場所又は方法</u>	<u>開催時期</u>	<u>参加人数（うち認定森林 施業プランナー数）</u>	<u>備考</u>

(削る。)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：「新しい林業」に向けた林業経営育成対策
「新しい林業」経営支援事業
林業労働安全強化対策

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

区分	実施内容
林業労働安全活動促進事業	
林業労働災害撲滅研修事業	
① 林業労働災害撲滅研修事業	
② かかり木作業技術テキスト作成事業	
林業・木材産業全国作業安全運動促進事業	

(別記様式第1号-2-別紙)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策
国民参加の植樹等の推進
国民参加による植樹等の推進対策

事業名：カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策
国民参加の植樹等の推進
国民参加による植樹等の推進対策

1・2 (略)

1・2 (略)

(別記様式第1号-2-別紙)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策
 国民参加の植樹等の推進
 全国規模の緑化運動の促進

1・2 (略)

(削る。)

事業名：カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策
 国民参加の植樹等の推進
 全国規模の緑化運動の促進

1・2 (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策
 国民参加の植樹等の推進
 「森林サービス産業」創出・推進に向けた活動支援事業

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 「森林サービス産業」モデル事業の実施	<input type="checkbox"/> モデル事業地域の公募・選定 <input type="checkbox"/> 各モデル事業地域への支援 <input type="checkbox"/> 各モデル事業地域におけるワークショップ等の開催		
イ 森林空間利用に係る新産業創出に向けた課題解決型研修会の実施	<input type="checkbox"/> 研修会実施地域の公募・選定 <input type="checkbox"/> 研修会の実施		
ウ 課題共有・解決のための効果分析・情報発信	<input type="checkbox"/> 検討委員会の設置 <input type="checkbox"/> 現地調査の実施 <input type="checkbox"/> シンポジウム等の開催 <input type="checkbox"/> 事業報告書の作成等		

(別記様式第1号-2-別紙)

事業名：カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策
 「木づかい運動」の促進

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策
 「木づかい運動」の促進

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア <u>優れた地域材製品等の展開を図る取組</u>	○ <u>実施体制</u>		
① <u>優れた地域材製品等の展開</u>	○ <u>具体的方法</u> ○ <u>具体的内容</u>		
② <u>情報発信</u>	○ <u>発信媒体</u> ○ <u>具体的方法</u> ○ <u>主な内容</u>		
イ <u>木材利用拡大の機運醸成を促す取組</u>	○ <u>実施体制</u>		
① <u>イベント開催</u>	○ <u>具体的方法</u> ○ <u>具体的内容</u>		
② <u>各種メディアによる広報</u>	○ <u>発信媒体及び具体的方法</u>		
③ <u>デジタル技術を活用した情報発信</u>	○ <u>具体的内容</u> ○ <u>発信方法</u>		
④ <u>展示の実施</u>	○ <u>具体的内容</u>		
ウ <u>選択的購入を促進する取組</u>	○ <u>実施体制</u> ○ <u>情報発信の内容及び手法</u> ○ <u>手法の展開方法</u>		
エ <u>木の良さや木材利用の意義等に関するデータベースの作成と発信</u>	○ <u>実施体制</u> ○ <u>データベース化の取組内容</u> ○ <u>発信方法</u>		

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び計画
(新設)

ホ 様々な場面で の木育活動	<input type="checkbox"/> 実施体制		
① 団体間連 携	<input type="checkbox"/> 連携予定の団体等 <input type="checkbox"/> 具体的方法		
② 木育活動 の実践	<input type="checkbox"/> 活動予定地域 <input type="checkbox"/> 具体的内容		
③ 木育の効 果分析	<input type="checkbox"/> 効果分析内容 <input type="checkbox"/> 調査の対象及び内容		

(削る。)

(1) 優れた地域材製品等の顕彰事業

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 顕彰運営	<input type="checkbox"/> 実施体制 <input type="checkbox"/> 具体的方法 <input type="checkbox"/> 具体的内容		
イ 顕彰の充実化 及び成果の展開	<input type="checkbox"/> 実施体制		
① アドバイザ ー制度の運営	<input type="checkbox"/> 具体的方法 <input type="checkbox"/> 主な内容		
② 異業種間の 連携促進	<input type="checkbox"/> 具体的方法 <input type="checkbox"/> 主な内容		
ウ 情報発信	<input type="checkbox"/> 発信媒体 <input type="checkbox"/> 具体的方法 <input type="checkbox"/> 主な内容		

(2) 木材利用による脱炭素社会の実現に向けた国民運動の展開

実施項目	事業内容	実施期間	備考
ア 建築物の木 造・木質化等の 機運醸成	<input type="checkbox"/> 実施体制		
① シンポジウ ム開催	<input type="checkbox"/> 具体的方法		
② 各種メディ アによる広報	<input type="checkbox"/> 発信媒体及び具体的方法		
イ 身近な木材利 用等の普及啓発	<input type="checkbox"/> 実施体制		

<u>(ア) デジタル技 術を活用した 情報発信</u>			
<u>① コンテン ツの制作、 動画広告等 の発信、効 果の測定・ 分析等</u>	<input type="checkbox"/> 具体的内容 <input type="checkbox"/> 発信方法		
<u>② イベント 開催</u>	<input type="checkbox"/> 具体的内容		
<u>(イ) 選択的購入 に資する製品 の付加価値情 報の掲載</u>			
<u>① 情報発信 の内容と方 法・仕組み・ 展開の検討</u>	<input type="checkbox"/> 想定する具体的内容 <input type="checkbox"/> 想定する情報掲載の方法		
<u>② モデル的 な運用</u>	<input type="checkbox"/> 想定する具体的内容		
<u>(ウ) ウェブサイ ト、展示会等 による普及啓 発活動</u>	<input type="checkbox"/> 具体的内容 <input type="checkbox"/> 発信方法		
<u>ウ 職場を含む 様々な場面での 木育活動</u>	<input type="checkbox"/> 実施体制		
<u>(ア) 団体間連 携</u>	<input type="checkbox"/> 想定する連携団体等 <input type="checkbox"/> 具体的方法		

(イ) 木育活動の 実践及び木育 効果分析			
① 木育活動 実践支援	○ 想定する地域 ○ 具体的内容		
② 木育効果 分析	○ 想定する聞き取り対象 ○ 想定する質問内容		

(3) 林福連携で行う優れた地域材製品開発等

実施項目	事業内容	実施期間	備考
林福連携で行う地 域材製品開発等	○ 実施体制 ○ 想定する連携団体等 (福祉関係者、林業・木材産業者、デザイ ナー、地域関係者等)		
ア 優れた地域材 製品の開発	○ 具体的内容 ○ 想定する開発予定の木製品の種類 ○ 障害者等の活躍の場創出等の工夫		
イ 情報発信	○ 具体的内容 ○ 発信方法		

(別記様式第1号-2-別紙)

事業名：林業施設整備等利子助成事業

1・2 (略)

3 (略)

(別記様式第1号-3-別紙)

事業名：林業施設整備等利子助成事業

1・2 (略)

3 (略)

別記様式第3号-1 (第11関係)

〇〇年度 林業・木材産業循環成長対策 変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定の通知のあつた事業について、下記のとおり〇〇(注1)したいので、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第11の規定に基づき、申請する。

記(注2)

(注1) (略)

(注2) 記の記載要領は、別記様式第1号-1の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」(中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後(中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後)の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるよう、様式I-1により二段書き(上段変更前、下段に変更後をいずれも黒書)したものであること。

(注3) (略)

別記様式第3号-2 (第11関係)

〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 変更等承認申請書

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり〇〇(注1)したいので、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第11の規定に基づき申請する。

記(注2)

別記様式第3号-1 (第11関係)

〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定の通知のあつた事業について、下記のとおり〇〇(注1)したいので、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第11の規定に基づき、申請する。

記(注2)

(注1) (略)

(注2) 記の記載要領は、別記様式第1号-1の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」(中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後(中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後)の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるよう、様式I-1 又は様式II-1により二段書き(上段変更前、下段に変更後をいずれも黒書)したものであること。

(注3) (略)

別記様式第3号-2 (第11関係)

〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 変更等承認申請書

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり〇〇(注1)したいので、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第11の規定に基づき申請する。

記(注2)

(注1) (略)

(注2) 記の記載要領は、別記様式第1号-2の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものだけに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

(注3) (略)

別記様式第4号-1（第13関係）

〇〇年度 林業・木材産業循環成長対策 遅延届出書

(略)

別記様式第5号-1（第14関係）

〇〇年度 林業・木材産業循環成長対策 事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第14の規定により、9月30日現在の交付金遂行状況を下記（別紙）のとおり報告する。

(注1) (略)

(注2) 記の記載要領は、別記様式第1号-3の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものだけに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

(注3) (略)

別記様式第4号-1（第13関係）

〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 遅延届出書

(略)

別記様式第5号-1（第14関係）

〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第14の規定により、9月30日現在の交付金遂行状況を下記（別紙）のとおり報告する。

(注) 交付金遂行状況は、様式Ⅰ－３によること。

別記様式第5号－2（第14関係）

〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第14の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 交付金遂行状況は、様式Ⅰ－３又は様式Ⅱ－２によること。

別記様式第5号－2（第14関係）

〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第14の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号-2の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

2・3 (略)

別記様式第6号-1 (第15関係)

〇〇年度第〇四半期 林業・木材産業循環成長対策 概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

(沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長)

官署支出官 林野庁長官 殿

(沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局総務部長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定の通知のあった事業について、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第15の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。(注2)

記

区分	総事業費	国庫 交付金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況 報告	今回請求額 (C)		残額 (A) - (B) + (C)	事業完了予定 年月 日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日現在の出来高			

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号-3の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

2・3 (略)

別記様式第6号-1 (第15関係)

〇〇年度第〇四半期 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

(沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長)

官署支出官 林野庁長官 殿

(沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局総務部長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定の通知のあった事業について、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第15の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。(注2)

記

区分	総事業費	国庫 交付金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況 報告	今回請求額 (C)		残額 (A) - (B) + (C)	事業完了予定 年月 日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日現在の出来高			

	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号-1の記の「2 事業の内容及び経費の配分」に記載された事項について記載すること。
2・3 (略)

	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号-1又は別記様式第1号-2の記の「2 事業の内容及び経費の配分」に記載された事項について記載すること。
2・3 (略)

別記様式第6号-2 (第15関係)

〇〇年度第〇四半期 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
官署支出官 林野庁長官 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第15の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。(注2)

別記様式第6号-2 (第15関係)

〇〇年度第〇四半期 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
官署支出官 林野庁長官 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第15の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。(注2)

記

区分	総事業費	国庫補助 (A)	既受領額 (B)		遂行状況 報告		今回請求額 (C)		残額 (A) - (B) + (C)	事業完了予定 年月日	備考
			金額	出来高	〇月〇日 現在の出来高	金額	〇月〇日現在の 出来高	金額			
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号-2の記の「3. 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

2・3 (略)

別記様式第7号-1 (第16第1項関係)

〇〇年度 林業・木材産業循環成長対策 実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付

記

区分	総事業費	国庫補助 (A)	既受領額 (B)		遂行状況 報告		今回請求額 (C)		残額 (A) - (B) + (C)	事業完了予定 年月日	備考
			金額	出来高	〇月〇日 現在の出来高	金額	〇月〇日現在の 出来高	金額			
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号-3の記の「3. 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

2・3 (略)

別記様式第7号-1 (第16第1項関係)

〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付

決定通知の内容に従い実施したので、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第16第1項の規定により、その実績を報告する。

また、併せて精算額として交付金〇〇〇円の交付を請求する。

記

- 1 交付金事業の成績
- 2 収支精算

(注) 1 交付金事業の成績及び収支精算の記載は、様式Ⅰ－1及び様式Ⅰ－4によること。
 2 (略)

決定通知の内容に従い実施したので、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第16第1項の規定により、その実績を報告する。

また、併せて精算額として森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等(〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業)〇〇〇円の交付を請求する。

記

- 1 交付金事業の成績
- 2 収支精算

(注) 1 交付金事業の成績及び収支精算の記載は、様式Ⅰ－1及び様式Ⅰ－4又は様式Ⅱ－1及び様式Ⅱ－3によること。
 2 (略)

別記様式第8号－1(第16第3項関係)

〇〇年度 林業・木材産業循環成長対策 消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等(〇〇〇〇〇〇〇〇事業)について、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第16第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1～4 (略)

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(交付金事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、(1)及び(4)の資料を除き添付不要。)

なお、交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付するこ

別記様式第8号－1(第16第3項関係)

〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等(〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等(〇〇〇〇〇〇〇〇事業)について、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第16第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1～4 (略)

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(交付金事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、(1)及び(4)の資料を除き添付不要。)

なお、交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付するこ

と。

(1) 別紙「〇〇年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等（林業・木材産業生産基盤強化対策・再造林低コスト化促進対策※）に係る消費税仕入控除税額集計表」

(2)～(5) (略)
2 (略)

5・6 (略)

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分添付すること。

・別紙「〇〇年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等（林業・木材産業生産基盤強化対策・再造林低コスト化促進対策※）に係る消費税仕入控除税額集計表」

・免税業者の場合は、交付事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

・新たに設立された法人であって、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類等、免税事業者であることを確認できる資料

・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）

・交付事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 (略)

別記様式第8号-2（第16第3項関係）

〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

と。

(1) 別紙「〇〇年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等（持続的林业確立対策・木材産業等競争力強化対策・林業成長産業化地域創出モデル事業※）に係る消費税仕入控除税額集計表」又は「〇〇年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等（先進的造林技術推進事業）に係る消費税仕入控除税額集計表」

(2)～(5) (略)
2 (略)

5・6 (略)

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分添付すること。

・別紙「〇〇年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等（持続的林业確立対策・木材産業等競争力強化対策・林業成長産業化地域創出モデル事業※）に係る消費税仕入控除税額集計表」又は「〇〇年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等（先進的造林技術推進事業）に係る消費税仕入控除税額集計表」

・免税業者の場合は、交付事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

・新たに設立された法人であって、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類等、免税事業者であることを確認できる資料

・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）

・交付事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 (略)

別記様式第8号-2（第16第3項関係）

〇〇年度 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）について、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第16第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1～6 （略）

注1：補助金返還相当額の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- （1）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
- （2）～（4） （略）

注2 （略）

注3：当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合の理由の記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）について、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱第16第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1～6 （略）

注1：補助金返還相当額の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- （1）消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- （2）～（4） （略）

注2 （略）

注3：当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合の理由の記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

注4 (略)

注4 (略)

附 則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業については、なお従前の例による。